愛知県災害派遣福祉チーム（愛知 DWAT）
活動マニュアル

愛　知　県

目　次

はじめに 1
Ⅰ　活動の目的と対象 2
1．活動の目的 2
2．活動の対象期間と考え方 2
3．対象となる災害 2
Ⅱ　災害派遣福祉チームの概要 3
1．活動場所 3
2．活動内容 3
3．災害派遣福祉チームの構成 4
4．災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要 5
5．避難者に対する福祉的支援の充実 5
Ⅲ　派遣想定 6
1．チームの組織体制 6
2．想定される期間 7
3．想定される活動場所 7
4．想定される支援対象者 7
Ⅳ．災害発生から派遣までの流れ 10
1．派遣待機の連絡 11
2．派遣調整 12
3．チーム編成 13
4．派遣 14
Ⅴ．　災害派遣福祉チームの活動 15
1．平常時の体制 15
2．災害発生時の待機から派遣まで 16
3．派遣 17
4．被災地到着時の動き 18
5．活動初期対応 23
6．活動の実際 28
7．引き上げ 32
様式集 33
関係書類 52

はじめに

愛知県では、高齢の方、障害のある方など、災害時において配慮が必要な方（要配慮者）を支援するため、避難所等に福祉専門職等で構成する「愛知県災害派遣福祉チーム（愛知 DWAT（Disaster Welfare Assistance Team））」を派遣する体制を整え、社会福祉に従事する方々にチーム員として登録いただいております。

愛知 DWAT の目的は、発災直後から発生する福祉的課題に早期に介入することにより、心身の状態の重度化や災害関連死などの二次的な被災の発生を防ぎ、避難状況下においても良好な生活環境を確保するための被災者支援体制の充実を図ることです。

本マニュアルは、愛知県災害派遣福祉チームの活動の指針として、チームの構成、派遣の手順、活動内容等をまとめて、今後の円滑な運用に資するものです。

支援活動に向けた基本的な心構え

① 自己完結的活動を基本とする

被災者のために活動している被災地の関係者も被災者であることを意識し、現地の受け入れ側に負担をかけない。

② 被災者・被災地の福祉の自立を促進する

行っている活動が自立を妨げていないか注意する。

チームの活動は期間が限られており、適切な時期に適切な方法で地元関係者に移行していくことを意識する。

③ あらゆる職種との連携を図る

個人やチームでできることは限られており、「連携」と「つなぎ」を意識し、保健・医療関係者等との連携を密にすることによって、課題の早期解決に向けた良好な対応策を講じる。

④ 被災地の意向に寄り添う

自分がやりたいことではなく「必要とされている活動」を行う。

専門性にこだわらず「できる範囲のこと」を「柔軟」に対応する。

Ⅱ 活動の目的と対象

1.活動の目的

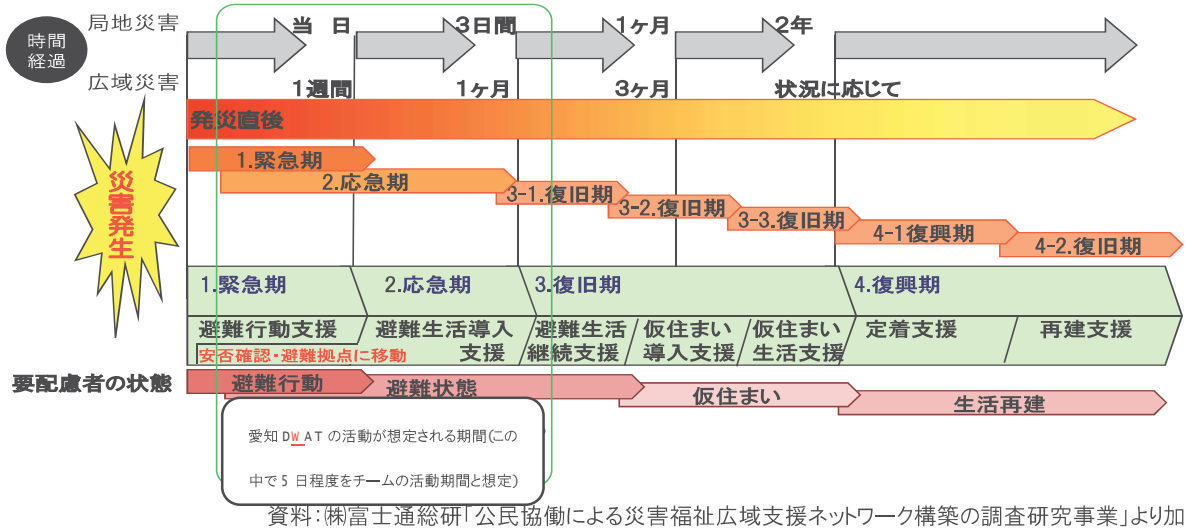
愛知県災害派遣福祉チーム(愛知 DWAT)は、災害発生後速やかに福祉専門職らの人材を被災地に派遣することで、在宅の高齢者や高齢者をはじめとする要配慮者の状態の悪化と、課題の早期発見による新たな要配慮者発生を防止します。そして、被災地における災害時の福祉支援体制の立ち上げと確保を、被災自治体の自立を支援しつつ進めることで、中長期の支援へとつなぎます。

2.活動の対象期間と考え方

災害発災後の災害初期から概ね応急期を、愛知県災害派遣福祉チーム(愛知 DWAT)の活動の対象期間とします。その後については、復旧・復興に向けた中長期支援と位置づけ、被災地での自立性を尊重しつつ、それら体制への橋渡しを行うこととなります。

災害時の時系列については、次のような考え方となります。

図表－１ 災害発生からの流れとチームの活動期間



資料：㈱富士通総研「公民協働による災害福祉広域支援ネットワーク構築の調査研究事業」より加工

1チームの活動期間は、移動日を含み、5日間程度を想定します。活動が継続される場合には、4日目と最終日5日目に後続チームへの引継ぎを行うことで、自立した支援を行います。

3．対象となる災害

(1) 県内で、災害救助法が適用される又は適用される可能性があると認められる災害が発生した場合であって、被災市町村からの派遣の要請があり、県が派遣を必要と認めた場合

(2) 県外で、災害救助法が適用され、厚生労働省又は被災都道府県から派遣要請があり、避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると県が判断した場合

※大規模災害の場合、支援要請を被災地から上げられない場合もあるため、その必要性については県が総合的に判断を行って派遣の要否を判断します。

Ⅲ 災害派遣福祉チームの概要

1.活動場所

小中学校等の指定避難所での活動を想定しますが、被災状況に応じて福祉避難所等の要配慮者を受け入れる場所での活動も想定されます。

2.活動内容

主な活動内容は、次のようになります。

1．被災地における福祉ニーズの把握・情報収集と本部への報告【災害初期】	・いち早く災害初期に被災地域に赴き、被災地における状況や福祉ニーズを把握し、後続の支援につなぐ先遣隊的な機能となります。把握された被災地の情報は、本部（広域支援・愛知 DWAT 運営事務局）に報告し、後続の支援につなげていくことで、被災地における災害時の福祉支援体制の立ち上げと確保を目指します。
2．避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング【災害初期～応急期】	・避難所等、避難生活を送る在宅の要配慮者および新たに要配慮となりうる可能性のある人々のもとに赴き、安否確認・心身状態の把握等の簡易なアセスメントを緊急的に行い、見守り等の配慮の有無、必要な支援の調整、福祉避難所への避難や緊急入所等の移動の必要の有無等について検討し、適切な支援へとつなぎます。 ・医療施設への移送が必要とされる場合は保健・医療班に引継ぎ、福祉施設への移送が必要な場合は現地の市町村担当者（福祉担当、保健師等）の関係者らと課題を共有しながら調整を行うことで、早期発見と悪化防止を進めます
3．要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援の実施【災害初期～応急期】	・避難所内に相談コーナーを設けたり、避難所を巡回し、要配慮者の相談に応じます。 ・避難所で介護等の支援が必要であり、通常での介護サービス等の調達が困難な状況の場合には、応急的に介護等の支援を行い、避難生活を支えます。
4．その他　～避難所運営支援【災害初期～応急期】	・避難所運営者らと連携し、避難所運営の助言等の支援を行うとともに、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行います。避難所等の施設・環境面において福祉的な課題があれば、その解消に向けての調整や助言を行うことで、避難所運営の支援を行います。

3.災害派遣福祉チームの構成

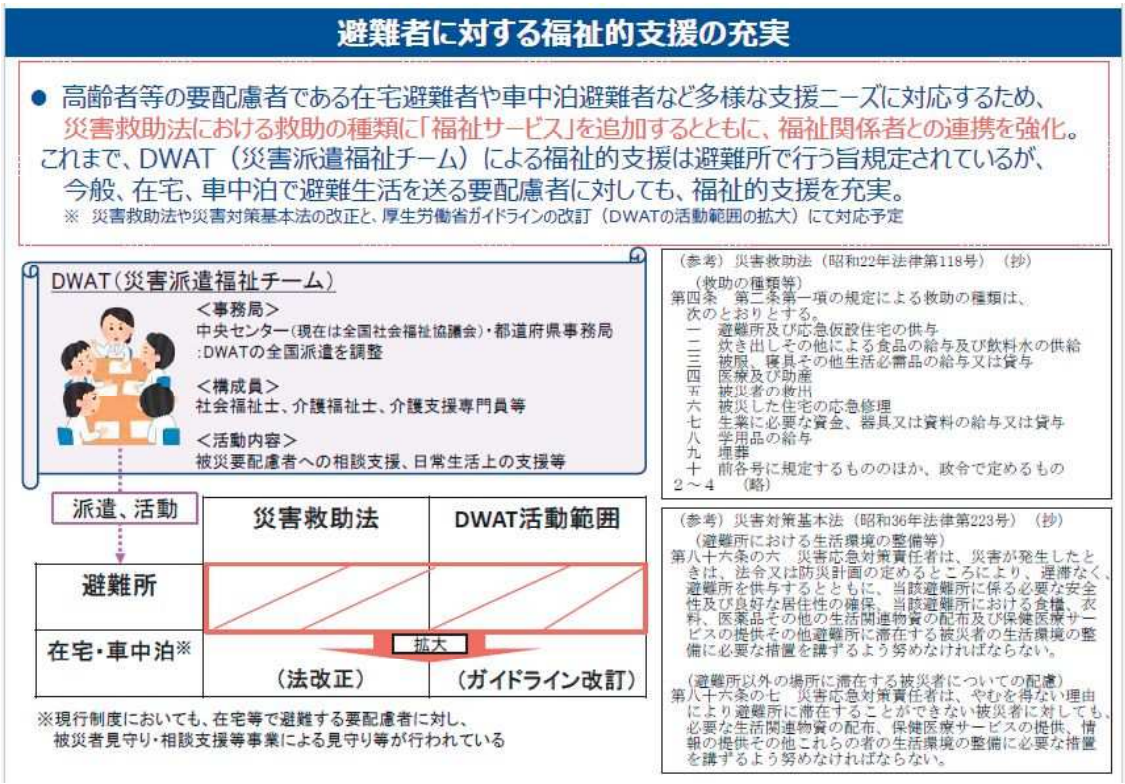
大規模災害時に愛知県災害派遣福祉チーム（愛知 DWAT）として、1チームあたり4～6 名程度のチームを設置します。チーム員の人数及び職種構成については、被害規模など現地の状況等に応じて調整します。

愛知県災害派遣福祉チーム（愛知 DWAT）は、県の要請に基づき出動することとなります。よって、県の要請に基づき派遣されたチーム員の派遣費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については県が負担することとなります。

4.災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要



5. 避難者に対する福祉的支援の充実



Ⅲ 派遣想定

チームは、原則、災害救助法が適用される災害であって、県内の市町村からの派遣要請があった場合、または、厚生労働省、被災都道府県から派遣要請があった場合に愛知県が派遣します。

１．チームの組織体制

チームには、リーダー（総括的機能）を置き、リーダーとその他のチーム員を含めた４～６名で編成する。１次派遣のチームには、現地の行政機関等との関係を確立させるため、愛知県または愛知県社会福祉協議会の職員（事務局的機能）１名を加えます。

なお、現地の行政機関等との関係が十分確立されるまでは２次派遣チーム以降も事務職員１名を加え、現地の行政機関等との関係が確立された場合はチームにサブリーダーを置き事務局的機能を果たします。

⑴ リーダーの役割

リーダーは、被災地市町村災害対策本部、派遣先避難所の運営・管理者、他職種の支援チーム等との調整窓口や業務の立案等を行い、チームを総括します。

チーム員同士が派遣時に初めて顔を合わせることも想定され、かつ、そのようなチームが知らない土地で災害というストレス下で円滑に活動するために、メンバーの安全確保を図りつつ、役割分担と業務手順を組み立てていきます。

- 現地災害対策本部・避難所運営管理者等との調整
- 避難所内連絡会議等を通じた多職種の支援チームとの調整
- 具体的な業務の立案、ルーチン化
- その他チームに係るマネジメント

⑵ サブリーダー（又は事務局職員）の役割

サブリーダーは、主に以下の役割を担うこととし、必要に応じて他のチーム員に役割を分担します。

- チームの資機材等の管理
- チーム員の食事・宿泊の手配や事故対応等について、事務局をはじめとする関係先との連絡調整
- チームの文書等の管理
- その他の事務・雑務等

⑶ チーム員の身分

チーム員は、所属する協力施設等の職員の身分をもってチームの業務に従事します。

2．想定される期間

チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後おおむね3日後から1か月）とします。ただし、必要に応じて期間を延長し、1チームの活動期間は5日間程度とします。

- 1チームあたりの活動期間は概ね移動日を含む5日間程度とする。
- 災害規模によっては、複数のチームが複数の被災地に派遣されることも想定される。
- 一つの避難所に対し、2次、3次の派遣も予定される。チームが交替する際には、引継ぎの日を2日程度設ける。
- 中長期支援への橋渡しや現地支援者への引継ぎが可能となるなど一定の目途が立ち、応急的支援の必要性が少なくなったと判断した場合、引き上げとなる。

3．想定される活動場所

避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所並びに協定による福祉避難所又は協定・届出避難所も含まれる。）に避難する要配慮者に対する福祉支援を行う。

また、被災地の状況に応じて在宅及び自家用車並びに被災した社会福祉施設等その他地域で生活する要配慮者のもとへ派遣される場合があります。

4．想定される支援対象者

要配慮者を支援の対象とします。

（要配慮者・・・高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人）

（参考）要配慮者の特性と配慮を要する事項

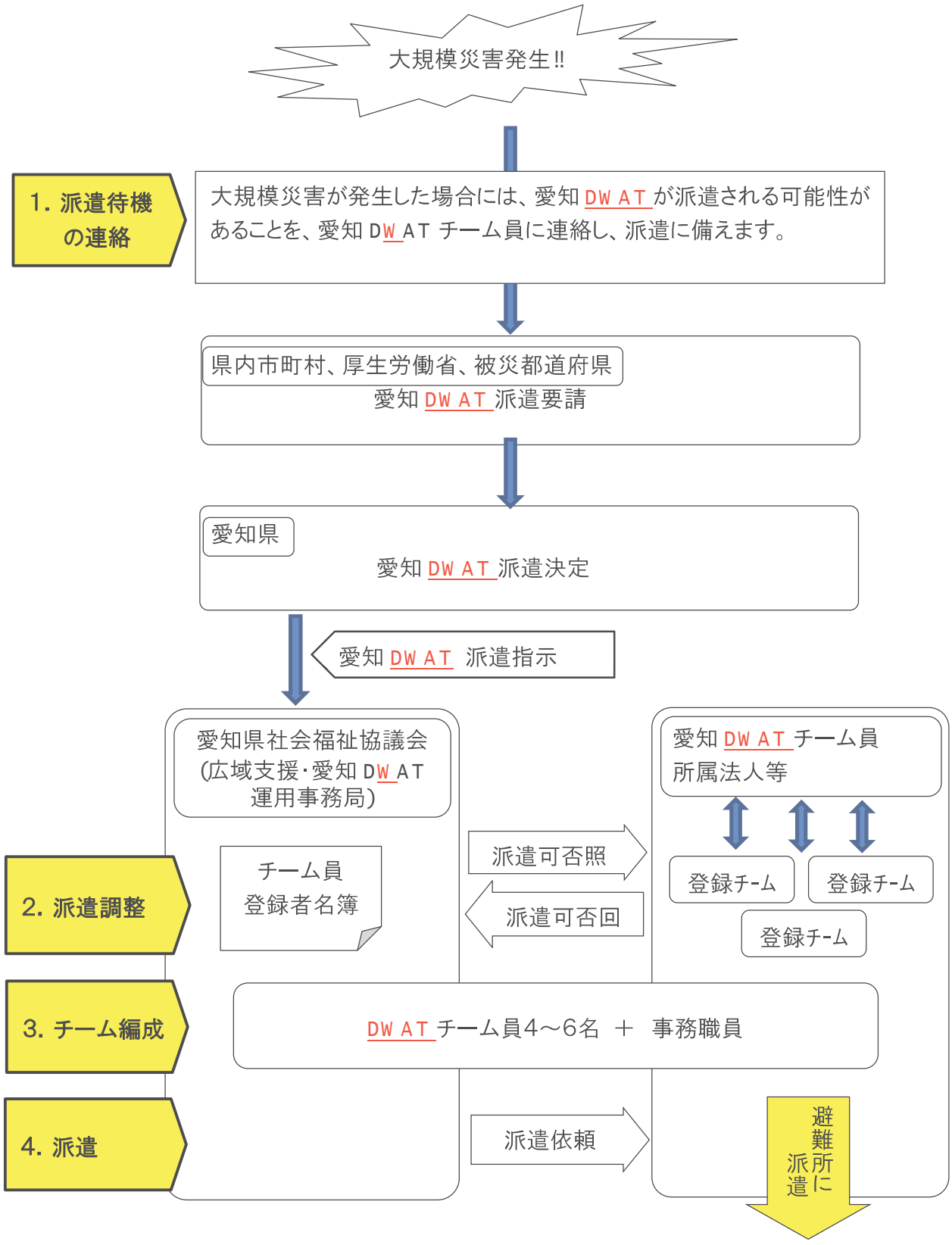
要配慮者は、情報の取得、判断、避難などについて適切な行動がとりにくい個々の特性があり、その特性と配慮を要する事項は次のとおりです。

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
一人暮らし高齢者	・健康であっても加齢により行動機能が低下する。	・地域とのつながりが希薄な場合があり、情報伝達、避難支援者の確保が必要である。
ねたきり高齢者	・自力での行動が困難である。	・避難する場合に、車いす、ストレッチャー等の移動用具と避難支援者が必要である。 ・避難所におけるバリアフリーの確保が必要である。
認知症高齢者	・自分で状況判断、避難が困難である。 ・自分の状況を伝えることが困難である。	・避難支援者が必要である。

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
視覚障害者	・視覚による情報収集、状況判断が困難である。 ・単独での迅速な避難行動が困難である。	・音声による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要である。 ・避難支援者が必要である。 ・避難所におけるバリアフリーの確保が必要である。 ・盲導犬に関する配慮も必要である。
聴覚平衡障害 音声・言語障害者	・音声による情報取得、状況判断が困難である。 ・音声言語で状況を伝えることが困難である。	・視覚による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要である。
盲ろう者	・目と耳の両方に障害がある方は、情報収集、状況判断が非常に困難である。 ・単独での迅速な避難行動が非常に困難である。	・盲ろう者には、全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴など見え方や聞こえ方の程度によって、コミュニケーション方法は様々で、目と耳のどちらが先に見えにくく（聞こえにくく）なったか、またはその時期、それまでに受けてきた教育などによって異なるため、情報伝達方法に配慮が必要である。
肢体不自由者	・自力での行動が困難な場合が多い。	・避難する場合に、車いす、ストレッチャー等の移動用具と避難支援者が必要である。
内部障害者 難病患者等	・特定の医療器材、医薬品、食品が必要である。 ・外見では障害が分かりにくい場合もある。	・避難所で必要となる医療器材、医薬品、食品の確保が必要である。 ・医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。 ・避難支援者が必要な場合がある。
知的障害者	・自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えたりすることが困難である。 ・環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。	・避難支援者が必要である。 ・障害のタイプの個人差が大きいため、家族や介護者に配慮事項を聞くことが望ましい。 ・常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。 ・「いつも通り」へのこだわり、におい・音・光への過敏がある場合は、落ち着く空間が必要である。 ・避難所で個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。 ・「順番を待つこと」の理解が難しい人がいることも考慮する。 ・服薬管理が必要である。 ・トイレ、食事等の配慮が必要である。

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
発達障害者	・知的な障害がある人から無い人までである。 ・自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えたりすることが困難な場合がある。 ・環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 ・集団生活になじめない場合がある。	・避難支援者が必要である。 ・障害のタイプの個人差が大きいため、家族や介護者に配慮事項を聞くことが望ましい。 ・常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。 ・「いつも通り」へのこだわり、におい・音・光への過敏がある場合は、落ち着く空間が必要である。 ・避難所で個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。 ・「順番を待つこと」の理解が難しい人がいることも考慮する。 ・服薬管理など、医療機関との連携が必要である。 ・トイレ、食事等の配慮が必要である。
精神障害者	・環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 ・薬の継続的服用が必要な場合が多い。	・避難支援者が必要な場合がある。 ・常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。 ・服薬管理など、医療機関との連携が必要である。
高次脳機能障害者	・記憶障害、注意障害、遂行機能障害等により、自分で状況判断、避難が困難である。 ・集団生活になじめない場合がある。	・避難支援者が必要である。 ・個人の障害状況に応じた情報伝達に努めることが必要である。
妊産婦	・行動機能が低下し、自力での避難が困難な場合がある。	・避難支援者が必要な場合がある。 ・医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。
乳幼児	・自分で状況判断、避難が困難である。	・避難生活での衛生管理、騒音などへの心配りが必要である。
外国人	・日本語の理解力により、情報収集、状況判断が困難な場合がある。	・多言語等による情報伝達手段の確保が必要である。

Ⅳ.災害発生から派遣までの流れ



1．派遣待機の連絡

大規模災害が発生した場合には、愛知県は、県内市町村、厚生労働省、被災都道府県からの要請により愛知 DW AT を避難所に派遣します。

市町村からの派遣要請があったら迅速にチームが派遣できるよう、大規模な災害が発生したら、愛知 DW AT の派遣の可能性があることを愛知県からチーム員に連絡しますので、チーム員は派遣に備えます。

＜連絡体制＞

主体	内容	備考
愛知県 （地域福祉課） 連絡	・大規模な災害が発生し、愛知 DW AT の派遣の可能性があると判断した場合、チーム員へ派遣待機の連絡をすることを決める。 ・愛知県社会福祉協議会（広域支援・愛知 DW AT 運用事務局）に、チーム員に派遣待機の連絡をするよう指示する。	・メールで指示
愛知県社会福祉協議会 （広域支援・愛知 DW AT 運用事務局） 連絡	・地域福祉課からの連絡を受け、チーム員所属法人等に対し、大規模災害の発生により、避難所に愛知 DW AT を派遣する可能性があることを連絡する。	・メールで連絡
チーム員所属法人等 連絡	・愛知県社会福祉協議会からの連絡を受け、所属のチーム員に対し、大規模災害の発生により、避難所に愛知 DW AT を派遣する可能性があることを連絡する。 ・正式な愛知 DW AT の派遣要請に備え、所属のチーム員が派遣できるか、職員の勤務のシフト等を確認しておく。	・各所属で定める方法で連絡
チーム員	・所属からの連絡を受け、派遣に応じられる状況であるかを確認しておく。また、派遣に必要な物品等の準備をすすめる。	

2．派遣調整

愛知 DWAT の派遣が決定された場合、各チーム員が派遣可能な状況であるか確認をします。

＜連絡体制＞

主体	内容	備考
愛知県 （地域福祉課）	・愛知 DWAT の派遣を愛知県社会福祉協議会（広域支援・愛知 DWAT 運用事務局）に指示する。 ・あわせて、派遣する地域・場所、派遣する期間、チーム員が参集する場所等を連絡する。	・派遣指示は、電話、メール等その時の状況により適切な方法で行う
連絡 愛知県社会福祉協議会 （広域支援・愛知 DWAT 運用事務局）	・地域福祉課からの連絡を受け、チーム員所属法人等に対し、愛知 DWAT の派遣が決定されたことを連絡する。 ・あわせて、派遣する地域・場所、派遣する期間、チーム員が参集する場所等を連絡する。 ・所属するチーム員の派遣の可否について、期限（何時までに）を決めて回答するよう連絡する。	・メールで連絡
連絡 派遣可否回答 チーム員所属法人等	・愛知県社会福祉協議会からの連絡を受け、所属のチーム員に対し、愛知 DWAT の派遣が決定された連絡する。 ・あわせて、派遣する地域・場所、派遣する期間、チーム員が参集する場所等を連絡し、チーム員各自が派遣に応じられる状況かを確認する。 ・チーム員として派遣されることによって、施設運営に支障を来さないよう対応をする。	・各所属で定める方法で連絡

	・派遣できる者の有無について、回答期限までに、愛知県社会福祉協議会へ連絡する。 ・チーム員として派遣できる者については、氏名、居住地域を、回答期限までに愛知県社会福祉協議会に連絡する。	・メールで連絡 連絡
派遣可否回答 チーム員	・所属からの連絡を受け、自身の被災の状況、健康状態等を勘案し、派遣に応じられる状況であるかを確認し、派遣の可否を所属に回答する。 ・派遣に応じられる場合は、必要な物品等の準備をすすめる。	

3．チーム編成

チーム員所属法人等から、派遣できる者の有無等についての回答がされたら、派遣可能である者でチームを編成します。

チーム編成の原則

○ 1チーム当たり、チーム員は4～6名程度とする。

○ チーム員の性別、所属する施設種別、職種、保有資格が偏らないように編成する。

・性別は、同性が2名以上となること。

・施設種別は、高齢者施設、障害者施設、児童施設、その他の施設に所属している者を、可能な限り1名以上とすること。

・職種は、直接処遇を行っている者と相談支援業務を行っている者を含めること。

・保有資格は、社会福祉士、介護福祉士を含め、看護師、理学療法士、保育士、精神保健福祉士等も可能な限り含めること。

○ 派遣される地域に近い者を優先して、チーム編成をする。

○ 最初に派遣するチームには、チーム員の他、地域福祉課又は愛知県社会福祉協議会の職員を1名加えること。（2チーム目以降も必要に応じて事務局職員を加える）

○ 派遣の長期化が予想される場合は、2チーム目以降の編成も行うこと。

4．派遣

チーム編成を決定したら、チーム編成について、チーム員所属法人及びチーム員に連絡をする。

＜連絡体制＞

主体	内容	備考
愛知県社会福祉協議会（広域支援・愛知 DWAT 運用事務局）	・チーム編成の結果について、チーム員所属法人等に連絡し、チーム員の派遣を依頼する。また、当該チーム員の連絡先の提供を依頼する。 ・チーム員の参集場所・時間・持ち物等を連絡する。	・電話で連絡
連絡 チーム員所属法人等	・愛知県社会福祉協議会からの連絡を受け、該当の所属のチーム員に対し、チーム員として愛知 DWAT に加わることを指示する。 ・あわせて、参集場所・時間・持ち物等を連絡する。 ・愛知県社会福祉協議会に、該当の所属のチーム員の連絡先を連絡する。（本人に情報提供の同意をとること）	・各所属で定める方法で連絡 ・電話で連絡
連絡 チーム員	・所属からの連絡を受け、連絡先の提供の同意し、被災地において支援を行う準備をする。 ・指定の時間、場所に参集する。	

※ チーム員所属法人等へのチーム員の派遣要請は電話により行うが、改めて文書による要請を行うものとする。
（「愛知県災害派遣福祉チーム員派遣要請書」【愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領様式5 p.79）

Ⅴ. 災害派遣福祉チームの活動

1．平常時の体制

●平常時の体制に関するチェックリスト

区分	活動項目
(1) 連絡ルートの確保	□ 県地域福祉課 □ 県社協（DWAT運用事務局） □ 所属施設・団体、所属長等 □ 家族
(2) 個人携行品の準備	□ 生活するために必要なもの □ 支援活動に必要なもの □ 情報収集に必要なもの
(3) 情報収集	□ ラジオ・テレビ・携帯電話等の情報ツールの確保 □ 情報ツール用非常電源の確保 □ 災害情報や災害対応の知識等情報収集

(1) 連絡ルートの確保

・ 所属施設等の連絡先を、常に連絡ができるルートを確保しておく。
・ 派遣を想定し、所属長、家族に同意を得るための連絡ルートを確保しておく。

(2) 個人携行品の準備

・ 派遣を想定し、【別表1】を参考に、生活用品・支援活動・情報収集等に必要な物品について、すぐに持ち出せるよう備えておく。

【別表1】 個人が準備する物品の例

用途		物品
生活	衣	履きなれた外靴（靴底の厚いもの）、内履き、活動に適した衣服、着替え
	食	携行食、箸・スプーン・紙皿、水筒、糖分・栄養補給食品、常用薬
	住	衛生用品（マスク、洗面用具、タオル類、洗濯ロープ・洗濯ばさみ・洗剤、携帯用ティッシュ、）
支援活動		ウエストポーチ、事務用品、防水用袋（チャック付など）、多目的袋（レジ袋・エコバックなど）、保温・熱中症対策ができるもの（使い捨てカイロや吸熱シート等）、虫除けスプレー、携帯用手指消毒液
情報収集		地図、携帯電話・充電器、テレホンカード、充電池
貴重品等		免許証、所属施設身分証、健康保険証、名刺、現金

(3) 情報収集

・ 情報ツールは常に使用できる状態にしておく。
・ 近隣の福祉施設、避難所等、社会資源を把握しておく。

・ 災害情報や災害対応についての知識など、日ごろから情報収集に努め、出動の際や活動時に役立てられるようにする。

2． 災害発生時の待機から派遣まで

●待機から派遣指示までに関するチェックリスト

区分	活動項目
(1) 派遣待機	☐ 所属施設・団体との連絡ルートを確保する ☐ 所属の連絡を受け、派遣に応じられるか、セルフチェックする ☐ 家族の同意を取り付ける ☐ 災害及び被災地の情報を収集する ☐ 個人携行品の確認をする
(2) 派遣調整	☐ 所属の連絡を受け、派遣の可否を回答する ☐ 所属施設の同意確認・勤務調整を行う ☐ 個人携行品の準備をする
(3) 派遣	☐ 所属を通じて、チーム集合場所・時間を確認する ☐ 集合場所までの移動手段を確保する

(1) 派遣待機

・ 所属施設・団体との連絡ルートを確保する。
・ 待機の連絡はメールで、県社協より所属を通じて行い、各所属で定める連絡方法によりチーム員に連絡する。
・ 派遣には二次災害等のリスクがある。家族には、派遣が予想されることを伝え、同意を取り付けておく。
・ 出発前のオリエンテーションでも情報提供はあるが、個人でも現地の天候や災害情報の収集を行い、携行品などの出動に係る準備を行う。
・ 被災市町村のチーム員は、可能な限り地域の被災情報を、客観的事実を基に「現地情報報告書【様式6】p49」等により県地域福祉課、県社協に発信する。

(2) 派遣調整

・ 派遣調整の連絡を受けた場合、自身の被災の状況、健康状態を確認し、派遣の可否を所属に回答する。派遣に適さない状態であれば決して無理をせず、辞退を申し出る。
・ 派遣に応じる場合は、所属施設(長)の同意を確認し、勤務調整等を行う。
・ 広域停電や通行止めなどの交通状況により、集合できない場合は、県社協と情報を共有し、対応策を検討する。

(3) 派遣

・ 所属を通じて、集合場所・時間を確認するとともに、集合場所までの交通手段の確保をする。

3．派遣

●派遣に関するチェックリスト

区分	活動項目
(1) 全員対象	□① オリエンテーション 日程、派遣先、チーム編成、宿泊先、現地の状況等 □② 個人携行品のチェック・積込み
(2) リーダーを中心に	□① 活動方針の確認（派遣指示の内容・期間・メンバー等） □② 現地関係者、本部、事務局、メンバーとの連絡方法の確認 □③ 不足している情報の収集
(3) 事務職員又は サブリーダーを中心に	□① 食糧（調達方法等）の確認 □② 移動経路の確認 □③ チーム携行品のチェック・積込み

(1) 全員対象

① オリエンテーション

- 集合場所に到着後、「愛知県災害派遣福祉チーム派遣指示書【様式1】 p43」により、事務局から説明を受ける。
- 個人携行品のチェック・積込み
- 荷物はできる限りコンパクトにまとめ、他のチーム員と共有できるものがないか確認する。
- 個人の携行品は現地での調達は考えず、不足の物があれば事務局に手配を依頼する。

(2) リーダーを中心に

① 活動方針の確認

- 現地災害対策本部から示された情報、事務局からの指示内容を確認
- 活動期間、メンバー、活動予定の確認
- 派遣延長・引き上げ条件の確認

② 現地関係者、本部、事務局、メンバーとの連絡方法の確認

- 「関係者連絡先一覧【様式2】 p45」を活用し、関係者の連絡先を共有する。

③ 不足している情報の収集

- 出発時間に余裕がある場合は、不足している情報の収集にあたる。

（3） 事務職員又はサブリーダーを中心に

① 食糧（調達方法等）の確認

- 事務局・チーム員が準備した食糧を考慮し、食糧・飲料水等の確保について検討する。

② 移動経路の確認

- 現地までの交通情報を考慮し、移動の計画を作成する。
- 必要に応じて地図の確保、給油所情報を入手する。

③ チーム携行品のチェック・積込み

・ 現地の状況を踏まえ携行品を精査し、「チーム携行品チェック表【様式3】 p.46」により、チェックした上で積み込む。チェック表は事務局に控え（コピー・画像保存）を残す。

4．被災地到着時の動き

●被災地到着時の動きに関するチェックリスト

区分	活動項目
(1) 現地災害対策本部との確認	□① 派遣活動の登録・承認 □② 活動方針（場所・内容）の確認 □③ 指揮命令系統、報告要否の確認 □④ 現地での緊急通行車両・駐車許可登録
(2) 情報収集	□① 活動地域のライフラインの状況 □② 活動地域の道路状況、地図、天候 □③ 活動地域の避難経路、連絡手段等の安全対策 □④ 活動地域の避難者の状況 □⑤ 災害時要配慮者の情報（事前リストの有無など） □⑥ 他の団体の活動状況 □⑦ 機能している施設・病院等の社会資源
(3) 活動避難所での確認	□① 避難所代表者へ派遣内容、報告要否の確認 □② 避難所運営体制（班・役割分担）、指揮命令系統の確認 □③ 連絡会議等連携方法の確認 □④ 避難所環境（空間・備品）の確認 □⑤ 避難所内の活動拠点 □⑥ 避難誘導経路の確認
(4) 生活環境の確保	□① 宿泊場所の確認・確保 □② 必要なライフライン・食糧等の手配 □③ 避難経路の確保
(5) 計画作成等	□① 活動計画の作成（チームミーティング） □② 活動計画の報告・周知 □③ 現地情報の報告

(1) 現地災害対策本部との確認

① 派遣活動の登録・承認

・ 現地災害対策本部に「愛知県災害派遣福祉チーム派遣指示書【様式1】 p.43」を提示する。

・ 派遣について、事前に現地災害対策本部の承認が取れていれば、担当者に確認のもと必要な手続き等を済ませる。

・ 事前に承認が得られないまま、派遣を受けた場合は、「愛知県災害派遣福祉チーム概要説明書【様式5】ｐ48」をもとに、チームの活動主旨や体制を十分説明した上で、調整を図る。

この時点で活動計画が提示できる状況であれば、「チーム活動計画書【様式4】ｐ47」にて報告し、承諾を得る。

② 活動方針（場所・内容）の確認

・ 現地災害対策本部から活動場所（避難所等）や内容についての指示があれば、指示に従う。その時点での対策本部の全体的な方針についても確認する。

・ 現地災害対策本部が混乱しているなど、その場で活動方針が確定できない場合は、福祉担当者等から情報収集し、事務局と協議のうえ、当面の方針を提案し、調整を図る。

③ 指揮命令系統、報告要否の確認

・ 現地災害対策本部、福祉・医療担当、その他の活動組織等の指揮命令系統・担当者等を確認するとともに、報告の要否やタイミング・方法について確認を取る。

④ 現地での緊急通行車両・駐車許可登録

・ 緊急通行車両登録が済んでいない場合、また、現地であらためて登録が必要な場合は、手続きを行う。

・ 避難所によっては、駐車場所の確保・許可登録が必要な場合も想定されるので確認する。

（2）情報収集

① 活動地域のライフラインの状況

・ 電気・ガス・水道・ガソリンスタンド・商業施設等の情報

② 活動地域の道路状況、地図、天候

・ 避難者の移送等も想定した、通行止め箇所等の情報

・ 天気予報や余震等を考慮した、危険個所等の情報

③ 活動地域の避難経路、連絡手段等の安全対策

・ 災害の状況に応じて、避難経路や連絡手段について、2重3重の安全対策を確認する。

④ 活動地域の避難者の状況

・ 避難者の状況、被害の特性、被災地域の支援の全体像　など

・ 避難所・福祉避難所の開設状況、在宅・車中泊避難者の状況　など

⑤ 災害時要配慮者の情報

・ 要配慮者のリストがあれば、その情報共有を求め、活動の資料とする。

⑥ 他の団体の活動状況

・ 活動地域・避難所で活動している、医療・福祉、その他特に連携が想定される団体、ボランティアセンター等の窓口について把握する。

⑦ 機能している施設・病院等の社会資源

・ 機能している福祉施設・病院、公共機関等を確認し、地図等を活用し把握する。

（3）活動避難所での確認

① 避難所代表者へ派遣内容、報告要否の確認

・ 避難所運営者・管理者に対し、チームの派遣指示書や概要説明書（可能な場合は現地災

害対策本部より出された派遣要請書）等を基に、派遣の経緯、活動の主旨等を説明し、運営側の意向等を確認する。
・ 報告の要否や内容・タイミング・方法等について確認をする。

② 避難所運営体制（班・役割分担）、指揮命令系統の確認
・ 避難所内の連絡会議や組織、避難者の役割分担、責任者等の担当者を確認する。

③ 連絡会議等連携方法の確認
・ 既に支援に入っている団体や、その組織・役割等について確認する。
・ 避難所内連絡会議、要配慮者連絡会議等の設置の有無を確認し、設置されていなければ調整を図る。
・ 保健・医療関係者の活動については詳細情報を入手し、連携方法について検討する。特に、保健師チームの活動と重複がないよう、役割分担を明確にするなど綿密な連携を図る。
・ 物の搬入や設置等、人手が必要な活動も想定されるため、ボランティア（センター）の状況や、現地協力者（福祉関係者や住民）の状況も確認する。

＜参考＞保健医療福祉活動チームの例

保健医療福祉活動チームとは、令和４年７月22日厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療福祉活動にかかる体制の整備について」に記載の保健医療活動チーム及び災害福祉支援チーム（DWAT）のことをいいます。

	チーム名	活 動 内 容
医療	DMAT Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム	大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、おおむね48時間以内に活動できる機動性を持った、専門的訓練を受けた医療チーム
	JMAT Japan Medical Association Team 日本医師会災害医療チーム	発災から3日後くらいに被災地に入り、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支援する医療派遣チーム
	DPAT Disaster Psychiatric Assistance Team 災害派遣精神医療チーム	精神科医師・看護師・業務調査員等で構成され、発災後概ね48時間以内に被災地で活動できる、精神科医療及び精神保健活動の支援等を行うための専門的な訓練、研修を受けた精神医療チーム
	日本赤十字社救護班	医師と看護師で構成され、発災後ただちに被災地に入り、救護所の設置、被災現場や避難所での診療、こころのケア活動などを行う日本赤十字社のチーム(班)
	JDAT Japan Dental Alliance Team 日本災害歯科支援チーム	災害発生後おおむね72時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動及び地域歯科医療の復旧を支援するチーム。
	DICT Disaster Infection Control Team 災害時感染制御支援チーム	災害発生時に地方自治体からの派遣要請等に応じて、避難所等における感染症の抑止や発生時の制御に資する活動及び専門的助言を行うチーム

	薬剤師班	大規模災害が発生した際に、救護所等において服薬情報の把握、調剤、服薬指導及び医薬品の管理・供給等を行うチーム
	災害支援ナース	被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支える看護職員
保健	DHEAT Disaster Health Emergency Assistance Team 災害時健康危機管理支援チーム	被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮調整機能等を支援するために、被災都道府県からの応援要請に基づいて応援派遣される専門的な研修・訓練を受けたチーム
	保健師チーム	被災都道府県の要請により避難所や在宅の避難者等の健康管理を行う、行政保健師等で構成されたチーム
	JRAT Japan Rehabilitation Assistance Team 日本災害リハビリテーション支援協会	大規模災害時において、救急救命に継続したリハビリテーションによる生活支援等により、生活不活発病等の災害関連死を防ぐことを目的に活動する専門家チーム
	JDA－DAT The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team 日本栄養士会災害支援チーム	被災地の医療・福祉・行政栄養部門と協力して、緊急栄養補給物資の支援など、状況に応じた栄養・食生活支援活動を行う栄養士の専門チーム
	管理栄養士チーム	被災都道府県の要請により、被災地における食生活支援・栄養指導体制を整備するとともに、給食施設等への給食管理支援を行う、行政管理栄養士等で構成されたチーム
福祉	DWAT Disaster Welfare Assistance Team 災害福祉支援チーム	避難所等で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム

④ 避難所環境（空間・備品）の確認

・ 避難者の生活環境、チームの活動に必要な環境を確認する。

⑤ 避難所内の活動拠点

・ 屋内の使用可能なデスクやスペース、状況によっては屋外にテントを構えるスペース、駐車スペース等を確認する。

⑥ 避難誘導経路の確認

・ 避難所内・外の避難誘導経路を予め確認し、チーム内の確認体制を共有しておく。

※ 避難所における支援については、運営主体と十分連携しながら実施すること。なお、避難所は行政主体で運営されているケースのほか、避難者自身による自主組織が中心となり、仕事

を分担して運営されている場合もあるため、注意が必要であること。

※ 福祉避難所での支援は、運営主体及び避難所となっている施設の意向や状況を確認しながら行うこと。

（4） 生活環境の確保

① 宿泊場所の確認・確保

- 事前に宿泊場所が確保できていない場合は、民間等の宿泊施設、福祉施設を検討する。
- その際、宿泊先への負担、安全性等も考慮のうえ決定する。
- 有料施設の場合、銀行振込ができるよう調整する。
- 野営や避難所での宿泊がやむを得ない場合、必要な機材の準備をする。

② 必要なライフライン・食料等の手配

- チームの活動日数等を考慮し、購入が可能な現地の店舗等の確認や手配を行う。急を要しない物は、事務局を通じた手配等も検討する。

③ 避難経路の確認

- 宿泊場所等における避難経路を確認しておく。チーム活動拠点と離れている場所での避難の際の連絡方法についてもチーム内で共有しておく。

（5） 計画作成等

① 活動計画の作成（チームミーティング）

- チームミーティングにより当面の活動計画を作成する。

② 活動計画の報告・周知

- 事務局へは口頭または文書「愛知県災害派遣福祉チーム活動計画書【様式4】p47」で報告する。口頭報告の場合、事務局が記録する。
- 現地対策本部への報告等は、事務局経由等も検討する。

③ 現地情報の報告

- 現地の被害情報など、口頭または「現地情報報告書【様式6】p49」にて、事務局に報告する。

5．活動初期対応

●被災地到着時の動きに関するチェックリスト

区分	活動項目
(1) 相談体制の確立	□① 避難所内福祉相談担当者の配置 □② チーム・相談体制の周知 □③ 情報の伝達方法の配慮
(2) 緊急的ニーズの発見	□① スクリーニング □② 関係者からの情報収集 □③ 支援対象者名簿の作成
(3) 優先的な移送	□① 緊急入院（病院への移送） □② 緊急入所（福祉施設への移送） □③ 福祉避難所、他の避難所への移送
(4) 緊急的な物資の確保	□① 医療・福祉用具、機器 □② 特別食等 □③ 衣類等生活用具
(5) 福祉避難室の確保	□① 管理者・運営者との協議 □② 福祉避難室の設営

（1）相談体制の確立

① 避難所内福祉相談担当者の配置

- 既に避難所に福祉相談窓口が開設されている場合は、チームとしてサポートすることを申し出るなど、窓口運営の方法について調整を図る。
- 窓口が設置されていない場合は、避難所代表者と調整を図り、設営等を行うとともに、市町村担当者等にも運営方法について調整を図る。
- 必ず、窓口には女性の相談員を配置するよう調整する。（チーム員とは限らない。）
- 相談にあたっては、要配慮者が自分の情報を伝えるために、事前に準備している情報ツール（カード等）や、お薬手帳等の情報も参考にするようにする。（情報が古くなっている場合もあるので、注意が必要。）
- 受けた相談については「アセスメント表・ケース記録【様式7】p51」に記録する。

② チーム・相談体制の周知

- チームが活動を始めること、相談を受け付けることについて、避難所利用者に周知を図る。
- 情報の伝達については、聴覚・視覚障害者等、伝達方法に工夫が必要な方がいることに留意。

③ 情報の伝達方法の配慮

- 情報発信のための避難所内における掲示スペースや、情報を受け取る要配慮者に必要な器具等の手配を行う。

（2）緊急的ニーズの発見

① スクリーニング

- 一般避難所等において、保健師チームなどによるスクリーニング（保健福祉的トリアージ）が行なわれていない場合、避難所等の生活継続が可能かを判断し、搬送や別室確保等を検討すること目的に行う。
- 既に行われている場合は、福祉的支援が必要な方（DWAT チームが担当する方）の引継ぎを受ける。
- 被災者が、何度も同じ聴き取りを受けないように、情報の共有や聴き取り方法等について対策を講ずる。
- 同時期に保健師チーム等が入った場合は、合同作業を検討する。

● 緊急的スクリーニング

≪スクリーニングを実施する状況例≫

・避難者が相当数殺到し避難所が混乱していて、要配慮者の把握ができていない。
・2次避難の必要があり、避難者の中から要配慮者を優先して選別する必要がある。
・避難所に環境が整っておらず、他の避難所等へ緊急的に移送する必要がある。　　など

≪手順≫

1　福祉（要配慮者専用）相談窓口を避難所受付に設置し、新規避難者の対応をする。
2　2人ペアになり、避難スペースを世帯単位で聴き取りしていく。
3　その際、要配慮者がいない世帯にも知人等で要配慮者がいないか情報収集する。
4　アセスメント内容は、「アセスメント表・ケース記録【様式7】 p48」のうち緊急項目を中心に必要最低限の聴き取りを行い判断する。
5　可能な限りチームの合議により判断する。

≪カテゴリー分類≫

ご本人の状態、避難所内の環境等を踏まえ総合的に判断し、次の4カテゴリーに分類する。

カテゴリー1	搬送（緊急入院・緊急入所）、移送（福祉避難所等）
カテゴリー2	別室確保（一般避難所内の福祉避難室で対応）
カテゴリー3	要観察（一般避難スペースで対応・見守り）
カテゴリー4	支援の必要性なし

- 避難者の人数が少ない、時間的に余裕がある等の場合は、上記と手順は同様だが、まずはカテゴリー1～2該当者の把握に努める。可能な限り、プライバシー等に配慮したスペースでの聴き取りに努める等、アセスメント表の項目に沿った聴き取りを行い判断する。

＜参考＞「大規模災害における保健師の活動マニュアル」

【参考】保健師による保健福祉的視点でのトリアージ

避難所の環境下では、生活が困難あるいは医療提供が不十分なため、病状悪化や新たな健康課題を生じる可能性があることから、保健福祉的なアセスメントを実施し、避難所等での生活継続が可能かを判断する。

下記の表のように、ステージⅠ～Ⅳに保健福祉的視点でのトリアージの判断基準の例をあげる。被災地の通常の避難所や在宅生活が可能なレベルは、ステージⅢ・Ⅳである。ステージⅡは、福祉避難所や環境や体制を整えることで生活が可能と判断されるが、対応ができない場合には専門家の支援やライフラインが整っている環境等での生活を検討する。

下記の判断基準は、災害規模や被災地の状況により異なるため、参考とする。

分　類	対象者	対象者の具体例
ステージⅠ 避難所等での集団生活が困難で常時専門的なケアが必要なレベル	医療依存度が高く医療機関への保護が必要な避難者	人工呼吸器を装着している者、気管切開等があり吸引等の医療行為が常時必要な者
	福祉施設での介護が常時必要な避難者	医療ケアが必要でない重度の障害者、寝たきり者で介護が常時必要な者
ステージⅡ 他の被災者と区別して専門的な対応をする必要があるレベル	福祉的なニーズが高く介護援助等の継続が必要な者	軽中程度の要介護高齢者等日常動作や生活面での一部介助や見守りが必要な要介護高齢者
		精神障害・発達障害・自閉症等で個別の対応が必要な児・者
		軽中等度の障害者等日常動作や生活面での一部介助や見守りが必要な視力障害者、聴力障害者、身体障害者
	医療的なニーズが高く医療やケアが必要な者	医療的なケア（在宅酸素、人工透析、インシュリン注射など）の継続が必要な者
		感染症で集団生活場面からの隔離が必要な者 インフルエンザ、ノロウイルス等
		乳幼児、妊産婦など感染症の防御が特に必要な者
		親族の死亡、ＰＴＳＤなどで精神的に不安定で個別支援が必要な者 ＊状況に応じて医師の判断により被災地を離れる必要性がある
ステージⅢ 定期的な専門家の見守りや支援があれば、避難所や在宅生活が可能なレベル	医療的なニーズ	慢性的な疾患があるが、内服薬の確保ができれば生活が可能な者
		精神的に不安定さや不眠などの症状はあるが、見守りや傾聴などの支援が必要な者
	福祉的なニーズ	見守りレベルの介護が必要で、ヘルパーや家族等の支援の確保ができれば、避難所や在宅生活が可能な者
		高齢者のみ世帯等で、ライフライン途絶により、在宅生活の継続のために生活物資の確保に支援が必要なレベル
	保健的なニーズ	骨関節系疾患や立ち座りに支障がある高齢者等、生活不活発病予防のために、椅子の配置や運動の促しなどの支援が必要なレベル
ステージⅣ：現状では生活は自立して、避難所や在宅生活が可能なレベル		

② 関係者からの情報収集

・ 個別のスクリーニングによって得られた情報だけではなく、関係者からの情報により、新たなニーズの発見及び要配慮者情報や観察が必要な者がいるか把握し、今後の支援の必要性を判断するための情報収集を行う。

③ 支援対象者名簿の作成

・ スクリーニング等により支援対象とした方の名簿の作成を行う。

※なお、要配慮者の個人情報を取得するときは、その利用目的を本人又はその家族等に通知又は公表した上で、支援に関わる第三者へ提供する場合があることについてあらかじめ同意を得るように努める。

（3） 優先的な移送

① 緊急入院（病院への移送）

・ 医療施設への移送が必要と予想された場合は、保健・医療班等に引継ぐ。

② 緊急入所（入所・ショートステイ等福祉施設への移送）

・ 原則として、本人または家族の同意を得る。

・ 移送先等のコーディネートは、現地市町村担当者（福祉担当・保健師等）に依頼する。（移送先でのサービス利用の費用負担等との関係もあるため。）

・ 移送が確定した場合は、避難所代表者にも報告等するとともに、避難所名簿等の調整を行う。

・ コーディネートを市町村担当者から委任された場合は、現地の福祉サービス関係者や社会福祉施設事業者団体等と協議のうえ、移送先を決定し、搬送方法等の調整を図る。

③ 福祉避難所、他の避難所への移送

・ 福祉避難所や他の避難所で、より適切な支援が提供できる場合は、移送を検討する。（設備が充実している、身近な支援者がいる等が想定される。）

・ 避難所、在宅及び社会福祉施設等その他地域において要配慮者へスクリーニングを行った結果、必要な支援を行うことが著しく困難な者がいる場合には、必要に応じて当該避難所等の管理者等とも協議の上、要配慮者の理解を十分に得て、必要な体制が確保されている指定福祉避難所や協定による福祉避難所、社会福祉施設等への誘導を行う。

（4） 緊急的な物資の確保

① 医療・福祉用具、機器

・ 現地の資源や、市町村等の備蓄品を活用し、早急に必要な機材の手配を行う。

② 特別食等

・ 同様に、食物アレルギーや経管栄養食等、避難所に準備される食事で、対応が難しい方の食事を手配する。（対象者がいる場合、栄養士の配置・連携の検討も行う。）

（5） 福祉避難室の確保

① 管理者・運営者との協議

・ 福祉避難室用の別室確保ができるよう調整を図る。要配慮者の人数等を踏まえ、必要に応じて別室を福祉避難所として設置すること避難所代表者等に助言する。

・　スクリーニング結果を踏まえ、その特性に応じた環境が構築できるよう部屋の選定を行う。

② 福祉避難室の設営

・　人手が必要な場合、ボランティアや避難者の中から応援を募り、設営を行う。

・　避難所にある利用可能な備品等を確認し、管理者に了承を得るとともに、避難室閉鎖時に現状回復ができるよう、物品の管理も行う。（借用した物品のリスト等を整備しておく。）

・　必要な機材やボランティアや避難者の中からの支援協力者の手配も行う。

6．活動の実際

●活動の実際に関するチェックリスト

区分	活動項目
(1) 相談支援	□① アセスメント・対応策 □② 要観察者等への巡回 □③ 潜在的ニーズの掘り起こし等 □④ 復旧・復興に向けた生活相談
(2) 環境整備	□① 個々の生活空間の整備 □② 女性・妊産婦・子どものための環境整備 □③ バリアフリー化 □④ 排泄環境の整備 □⑤ 入浴・清拭・口腔ケア等の環境整備 □⑥ 感染予防対策 □⑦ ごみ処理 □⑧ 防火・防犯対策
(3) 生活支援	□① 情報の提供・収集 □② 健康管理 □③ 食事の支援 □④ 排泄の支援 □⑤ 入浴・清拭・口腔ケア等の支援 □⑥ 夜間支援
(4) ルーチン業務	□① チームミーティング □② 連携と情報収集 □③ 活動記録・報告 □④ チーム員の健康管理 □⑤ チーム資機材等の管理

（1）相談支援

① アセスメント・対応策

- スクリーニング等の結果から支援対象とした方の詳しいアセスメントを「アセスメント表・ケース記録【様式7】p51」にて行い、当面の対応策を作成する。
- 避難所、在宅等及び社会福祉施設等その他地域において要配慮者に必要な支援の内容を把握するとともに、適切な環境の確保を図りつつ、必要な支援を行うために、その家族構成や要介護度、病歴、服薬の状況その他の日常生活上の留意事項等に関するアセスメントを実施する。
- 対応策については、原則として本人または家族の同意を得たうえで実施する。
- 実施された支援については同様式に経過等を記録しておく。
- 避難生活が中長期に想定される場合、避難所内でのサービス利用や介護・区分認定等の手続き等も視野に入れておく。

【個人情報の管理・取扱い】
※相談記録表やアセスメント票の管理は、引継ぎ等を徹底し紛失等が無いように留意する。
※関係者との個人情報の共有については、概ね災害時等緊急時の場合、本人の同意を得ずに取り扱いが可能とされているが、提供を受ける際に元々同意を得ている情報なのかを確認したり、個人情報を本人から得る場合は、関係者との情報共有の同意について可能な限り確認を取る等の対応に務めること。

② 要観察者等への巡回
- スクリーニングで観察が必要とされた方へは、定期的に巡回し、必要に応じて対策を講じる。状態の変化を観察し、必要に応じて移送等を検討する。

③ 潜在的ニーズの掘り起こし等
- 一般避難者の中にも新たなニーズが生じていないか、スクリーニングの際に見逃したニーズはないか等、巡回や連絡会議等での他の支援者からの情報により、ニーズの掘り起こしを行う。
- 他の避難所等から新たに搬送されてくるケースも想定される。

④ 復旧・復興に向けた生活相談
- 発災初期からでも個々の生活の復旧・復興に向けた相談対応ができるよう、つなぎ先などの情報を収集するとともに、実際の相談にあたる。
- 仮設住宅への移行や在宅復帰等、避難所生活が解消される方についても、引き続き福祉的支援が必要な場合、地域でも円滑に支援が受けられるよう関係者に引継ぎを行う。

（2） 環境整備

① 個々の生活空間の整備
- 支援対象者の居住空間や衣食住に必要な機材等を、プライバシー保持などの配慮を行いながら整備する。盲導犬等補助犬に対する必要な対策も講ずる
- 視覚障害者や、移動困難者などについては、トイレ等への動線の確保とそれに応じた居住スペースの配置を行う等の対応をする。
- 日中の生活環境だけではなく、夜間の睡眠確保等の観点から用具や照明等の対策も講ずる。

② 女性・妊産婦・子どものための環境整備
- 着替えや授乳スペース、トイレやおむつ交換等のスペース、生理用品、粉ミルク等備品の配置等、整備を行う。
- 幼児・児童等のストレス軽減のための活動場所やあそびの提供等を検討する。

③ バリアフリー化
- 福祉避難室のみならず、避難所内環境のバリアフリー化を検討する。

④ 排泄環境の整備
- 身障用・手すり・洋式・オストメイト用等のトイレ環境、オムツ交換専用のスペースや必要物品の配置について整備する。

⑤ 入浴・清拭・口腔ケア等の環境整備

- 大規模災害時の初期において、入浴設備の設置は優先度が低いが、できる限り早期にバリアフリータイプの入浴設備が利用できるよう手配する。
- 設備が整わずとも、褥瘡の疾患等により清拭やシャワー浴等が必要な方について、スペースや機材の確保に努める。

⑥ 感染予防対策

- 保健・医療関係者や避難所代表者と連携し、感染予防のための機材の配置や、排泄時・食事時などの消毒の励行など避難者への周知・啓発を行う。
- チームとしても嘔吐物処理セットの準備や消毒等、感染症対策を徹底する。
- インフルエンザや埃対策など、十分な換気ができるようにする。

⑦ ごみ処理

- 基本的に市町村が指定する方法により処理するが、そのルールが定まっていない場合は避難所の代表者と協議し、オムツや残飯、医療ゴミ等の処理について安全な方法を検討する。

⑧ 防火・防犯対策

- チームにおいても発電機などの火器の取扱い等に注意し、要配慮者への啓発など防火対策を十分講じるとともに、万が一に備え消火対策、避難支援対策を講じておく。
- 防犯について、被害に遭いやすい子ども、高齢者、女性などからも危険個所・必要な対応を聴き、照明の増設などの環境の改善について、避難所代表者等と対策を講じる。

（3） 生活支援

① 情報の提供・収集

- 行政や避難所から発信された情報などは、障がい等の特性によりその取得に格差が生ずることのないようする。掲示物や定期的な情報発信の場の提供だけではなく、個別に確認するようにする。
- 本人からの排泄の訴えなど、チーム員が常時そばにいなくても、周囲の協力者を介して即座にチーム員がその情報を受取れるような策を講じておく。

② 健康管理

- 早期に体を動かす機会を提供するなど生活習慣病や要介護度の悪化防止、生活不活発病の予防策を講ずるとともに、災害関連死の防止、こころのケア等の観点から、支援対象者の健康・活動状況等に注視し、必要な支援策を講ずる。
- 定期的なバイタルチェックなどの健康管理は、基本的に救護班等の医療職の支持を仰ぐ。（福祉職による医療行為は行わない。）
- 急変時等の対応方法の確認が必要な方については、あらかじめ医療職に確認しておく。（てんかん等の発作、インスリン、血圧、精神疾患等）
- 急変時のバイタルチェック（血圧・脈拍・呼吸数）や様子観察（血色・脱力・痙攣等）は落ち着いて行い、詳しい情報を医療職に伝えるように努める。
- 体温調節が難しい方などに注意し、室温管理や防寒対策等の個別の対策を講ずる。
- 清潔保持の観点等から、更衣等が適切に行われるよう支援を行う。
- 服薬の管理等に支援が必要な方の支援を行う。
- 車中泊をしている要配慮者の避難者に対しては、エコノミークラス症候群に注意する。

③ 食事の支援

- 家族がいない等、一人で食事を受取りにいけない方や食事の介助が必要な方については、介助者の手配やチーム員による介助を検討する。
- 食物アレルギーのある方については、サインプレート等を活用するなど引継ぎを徹底し、事故防止を図る。
- 慢性疾患等により特定の栄養素等について管理が必要な方に対しては、医師に確認のもと、栄養士等の協力を得て早期に対応できるようにする。
- 家族など介助者がいる場合は、必要な助言を行う。

④ 排泄の支援

- 家族がいない等、トイレまでの移動や排泄の介助が必要な方については、介助者の手配やチーム員による介助を検討する。
- 家族など介助者がいる場合は、必要な助言を行う。

⑤ 入浴・清拭・口腔ケア等の支援

- 復旧状況により、入浴が可能な場合で家族がいない等、入浴の介助が必要な方については、介助者の手配やチーム員による介助を検討する。
- 入浴施設がなくても、清拭やシャワー浴等が優先的に必要な方については、その助言や用具の手配、介助者の手配やチーム員による介助を検討する。

⑥ 夜間支援

- 福祉避難室等で夜間の支援が必要な場合は、協力者も募ったうえでシフトを組み対応する。
- 夜間支援が継続する状況であれば、チーム員の増員等を事務局に打診する。
- 夜間支援に当たったチーム員は、翌日十分休息が取れるように配慮する。

（4） ルーチン業務

① チームミーティング

- １日１回以上、チームのミーティングを行い、情報共有を図る。
- 必要に応じてケア会議、カンファレンス等を開く。

② 連携と情報収集

- 定期的な連絡会議への参加や、要配慮者のアセスメント等に係る負担にも配慮し、保健医療関係者が保有する情報と、チームの保有する情報等を共有し、避難所等における情報共有のための会議への参加又は当該避難所等の管理者等と協議の上、開催する。

③ 活動記録・報告

- 「活動日報【様式8】p.55」により、その日の活動を記録する。随時事務局へも報告する。
- その他、相談者や要支援者の対応記録など、記録漏れの無いよう確認する。

④ チーム員の健康管理

- チームのリーダーを中心にチーム員の健康チェックを行う。
- チーム員自らもセルフチェックに努め、申告する。
- 特に、被害のひどい場面や、死亡者の対応をしたチーム員のメンタルヘルスについては注意して対応する。

⑤ チーム資機材等の管理

- 持込んだ車両や資機材について、適切に管理する。

7．引き上げ

●引き上げに関するチェックリスト

区分	活動項目
(1) 引き上げ	□① チームの交替 □② 中長期支援への橋渡し □③ チーム派遣の終了
(2) 帰任	□① 活動報告書の提出 □② マニュアル等の課題の提言 □③ 派遣チーム員のメンタルヘルスケアの実施

（1） 引き上げ

① チームの交替

- 引き続きチームによる支援が必要と予想される場合、事前に事務局に打診する。
- 現地にて被災市町村災害対策本部等と協議が必要な場合、リーダーが中心となって調整を図る。
- 引継ぎに十分な時間が取れるよう調整を図る。

② 中長期支援への橋渡し

- 現地関係者によりコーディネートが可能になる等、体制が整備されたうえで、福祉専門職による支援の継続が必要な場合は、事務局・被災市町村災害対策本部と協議のうえ、後任の現地関係者の支援団体等と調整を図り、引継ぎ及びチーム撤退の準備を進める。

③ チーム派遣の終了

- 避難所の閉鎖、現地関係者により支援が可能になる等、チームによる支援の必要性が少なくなったと判断される場合は、事務局・被災市町村災害対策本部と協議のうえ、引継ぎ及びチーム撤退の準備を進める。

（2） 帰任

① 活動報告書の提出

- 「愛知県災害派遣福祉チーム活動報告書」【愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領様式6】p.79により事務局に報告する。

② マニュアル等の課題の提言

- 活動を通じて挙げられる課題等を整理し、事務局に報告する。

③ 派遣チーム員のメンタルヘルスケアの実施

- 帰任したチーム員へのメンタルヘルスケアを実施する。

様 式 集

【様式1】　派遣指示書 34
【様式2】　関係者連絡先一覧 36
【様式3】　チーム携行品チェック表 37
【様式4】　活動計画書 38
【様式5】　活動概要説明書 39
【様式6】　現地情報報告書 40
【様式7】　アセスメント表・ケース記録 42
【様式8】　活動日報 46
【様式9】　活動引き継ぎ書 48
【様式10】 車両運行記録簿 50
チーム員分担表 51

【様式1】

愛知県災害派遣福祉チーム派遣指示書

作成日　　年　月　日

愛知県知事　○○　○○　　印

＿＿＿年　月　日に　　で発生した　　災害(第　次チーム用)

記

● 派遣日程等

派遣期間 ： ＿＿年　月　日(　)～　月　日(　)

集合日時 ： ＿＿年　月　日(　)　　：

集合場所 ： ＿＿＿＿＿＿

● 派遣先

派遣先市町村 ：＿＿＿＿＿＿

現地災害対策本部:住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Mail ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

活動予定先 ： ＿＿＿＿＿＿避難所 ・ 未定

派遣要請 :(あり ・ なし)

要請内容 :避難所内の要援護者の支援等

● チーム編成

	役割	氏名	所属施設(団体)	携帯TEL／Mail	靴	服
1	リーダー					
2	サブ リーダー					
3						
4						

● 宿泊先

＿＿＿＿＿＿　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

● 現地の状況（地図等があれば添付のこと）

【道路状況】

【ライフライン】

【活動予定避難所の状況】

〇避難者の状況

〇ライフライン

〇避難所連絡会議設置の有無

〇既に活動している団体

【その他】

派遣中は、業務や生活面で不自由なことが多くあります。
現場にある資機材等を創意工夫し、臨機応変に活動してください。
チームワークを大切に、職種にこだわることなく、自己の健康管理に留意され、
被災者支援のために活動していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

事務局（県社協）担当 _____ TEL052-212-5509 FAX052-212-5510

【様式2】

関係者連絡先一覧　【　　年　月　日　　県　　市･町･村　　災害】

連絡先	電話番号	メール
県地域福祉課		
地域福祉課直通		
県庁代表		
運用事務局(県社協)		
事務局直通		
県社協代表		
県社協災害時優先		
被災地関係者		
災害対策本部 担当		
避難所運営者 管理者 担当		
保健所 担当 市福祉担当課 担当		
市福祉担当課 担当		
チーム員		
リーダー:		
サブリーダー:		
チーム員:		
〃:		
〃:		
〃:		
その他		

【様式3】

チーム携行品チェック表

【　　年　月　日　　災害　　派遣チーム】

品名	単位	想定数	チェック
ポータブルトイレ	台		
ガソリン携行缶（２０Ｌ）	缶		
ポリタンク	個		
救急箱	セット		
テント	セット		
バケツ	個		
ブルーシート	枚		
デジカメ	台		
ビニール手袋Ｍ サイズ（１００ 枚入）	箱		
セロテープ	本		
フラットファイル	冊		
2穴パンチ	個		
ガムテープ	個		
乾電池単三	本		
乾電池単四	本		
ポリ袋 45 リットル 10 枚入り	袋		
延長コード 10m6 口	本		
使い捨てマスク（５０ 枚入り箱）	箱		
アセスメント・ケース記録様式各１００ 枚	式		
ラジオ	個		
懐中電灯	個		
筆記用具セット	セット		
バインダー（メモ書き用）	枚		
ヘルメット	個		
ベスト	枚		
寝袋	個		
毛布	枚		
トランシーバー	個		
軍手	組		

【様式4】

愛知県災害派遣福祉チーム活動計画書

作成日＿＿年＿＿月＿＿日　リーダー：＿＿＿＿＿　サブリーダー：＿＿＿＿＿

- 派遣日程等

 派遣期間　：　＿＿年＿＿月＿＿日(　)～＿＿月＿＿日(　)

- 派遣先

 派遣先市町村　：＿＿＿県＿＿＿市・町・村

 現地災害対策本部：住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

 TEL　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

- 活動計画　活動先＿＿＿＿＿町・地区＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿避難所

日目	AM	PM
1		
2		
3		
4		
5		

- 追加派遣等の可能性

- その他の情報

【様式5】

愛知県災害派遣福祉チーム活動概要説明書

1　派遣主体

愛知県災害派遣福祉広域支援推進協議会

県担当課：福祉局福祉部地域福祉課
DWAT 運用事務局：愛知県社会福祉協議会

構成団体	
愛知県介護福祉士会	愛知県老人福祉施設協議会
愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会	愛知県老人保健施設協会
愛知県社会福祉協議会	名古屋市老人福祉施設協議会
同　社会福祉施設委員会	名古屋市介護サービス事業者連絡研究会
同　社会福祉法人経営者委員会	名古屋市
同　ボランティアセンター運営委員会	代表市
愛知県社会福祉士会	代表町村
愛知県身体障害者施設協議会	県防災局災害対策課
愛知県精神障がい者福祉協会	県福祉局
愛知県知的障害者福祉協会	県福祉局福祉部福祉総務課福祉企画室
愛知県ホームヘルパー連絡協議会	県福祉局福祉部地域福祉課
	県福祉局障害福祉課
	県福祉局高齢福祉課

2　チームの概要

保健・医療、避難所代表者、行政、その他関係者と「連携」し支援します。

チーム編成	福祉職の混成チーム（**高齢・障がい・児童・保育**等）、4～6 名
活動期間	発災初期の概ね**5日間程度（延長・追加派遣可能）**
活動場所	**一般避難所**、福祉避難所、その他の避難所等
チーム員	職能団体会員、施設職員等（傷害保険加入済み）

【初期対応の例】

- **福祉相談体制の確立**　（避難所内相談窓口のサポート等）
- **スクリーニング**　（簡易的アセスメントによる要配慮者の選別）
- **優先的搬送対応**　（緊急入所・福祉避難所への移送等コーディネイト）
- **福祉避難室確保**　（一般避難所内での別室対応）

【その後の活動例】

- **相談支援**　（アセスメント・支援方針の策定等）
- **ニーズの掘り起こし**　（要配慮者の発見等）
- **環境整備**　（個々の生活空間、共有スペース等の改善）
- **衛生対策**　（排泄・入浴・口腔ケア・感染対策等）
- **情報提供**　（特別な配慮が必要な方等への対応）
- **生活支援**　（食事・排泄等の介助・見守り　　など）

【様式6】

現地情報報告書

年　月　日　時（　次）チーム報告

- 派遣先　派遣先市町村　：＿＿県＿＿市・町・村
 活動先　＿＿＿＿町・地区＿＿＿＿＿＿避難所
- 活動地域の状況

<table>
<tr><td rowspan="4">①
被害状況</td><td colspan="3">人的被害</td></tr>
<tr><td colspan="3">住宅被害</td></tr>
<tr><td colspan="3">ライフライン</td></tr>
<tr><td colspan="3">交通</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②
避難状況</td><td colspan="2">避難所数

収容できない避難者（有・無）</td><td>対策本部の組織の状況

福祉部局の状況</td></tr>
<tr><td rowspan="5">③
ライフライン</td><td>電気</td><td rowspan="5">見込み</td></tr>
<tr><td>ガス</td></tr>
<tr><td>水道</td></tr>
<tr><td>ガソリン</td></tr>
<tr><td>通信電波</td></tr>
<tr><td>④
その他</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

● 活動避難所(　　)の状況

<table>
<tr><td>⑤所在地</td><td colspan="4">住所:
TEL／FAX</td></tr>
<tr><td>⑥交通状態</td><td colspan="2"></td><td>駐車場</td><td>余裕・不足
登録(要・不要)</td></tr>
<tr><td>⑦避難スペース</td><td colspan="4">密度(過密・適度・余裕)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑧組織</td><td>代表者</td><td>(立場)</td><td>その他</td><td></td></tr>
<tr><td>命令系統</td><td>(良好・立上げ中・これから)</td><td>自主組織</td><td>(良好・立上げ中・これから)</td></tr>
<tr><td>⑨医療</td><td colspan="4">救護所(有・無)、地域の医師との連携(有・無)</td></tr>
<tr><td rowspan="13">⑩環境</td><td>電気</td><td colspan="3">可・不可・その他又は特記(　　)</td></tr>
<tr><td>ガス</td><td colspan="3">可・不可・その他又は特記(　　)</td></tr>
<tr><td>飲み水</td><td colspan="3">可・不可・その他又は特記(　　)</td></tr>
<tr><td>生活用水</td><td colspan="3">可・不可・その他又は特記(　　)</td></tr>
<tr><td>電話</td><td colspan="3">可・不可・その他又は特記(　　)</td></tr>
<tr><td>冷暖房</td><td colspan="3">可・不可・その他又は特記(　　)</td></tr>
<tr><td>照明</td><td colspan="3">可・不可・その他又は特記(　　)</td></tr>
<tr><td>洗濯機</td><td colspan="3">可・不可・その他又は特記(　　)</td></tr>
<tr><td>通信電波</td><td colspan="3">可・不可・その他又は特記(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="4">福祉避難室の確保【　済・可能・判断不能・その他(　　)】</td></tr>
<tr><td colspan="4">床(一般　、福祉室　　)、温湿度(適・不適)履き替え(有・無)</td></tr>
<tr><td colspan="4">食事:　回／日(主な内容　　)、栄養士(有・無)、炊出し(有・無)</td></tr>
<tr><td colspan="4">ゴミ・残飯処理(適・不適)、排泄物処理(適・不適)</td></tr>
<tr><td colspan="4">トイレ(一般　箇所:良好・不良)、手洗い(　箇所、消毒:有・無)
身障用・洋式等対応(可・不可)、女性への配慮(適・不適)、オムツ対応(良好・不良)</td></tr>
<tr><td>⑪その他</td><td colspan="4">入浴、寝具、プライバシーの確保、人間関係、空調(埃・喫煙所等)、防疫(風邪・食中毒・感染症等)、不足している物資等の特記</td></tr>
</table>

【様式7】

アセスメント表・ケース記録

作成者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

聴取り日時 月　日　時 （　分）	初回・（　）回目 方法（面接・訪問・その他） 聴取り（本人・家族：　）	高齢　身体　知的　精神、 乳幼児　妊産婦　児童 その他　（　）
氏名　男・女 生年月日　T・S・H・R　年　月　日（　才）		避難所内の生活場所
自宅住所		
携帯電話		自宅電話
≪介護者、家族等≫ 緊急介護者（あり・なし）		≪利用サービス等≫
≪介護度・障がい等の状況≫ 緊急介護度（～2・3・4・5）、身障（～3・2・1）、療育（B・A）、発達（自閉・他）、精神（3・2・1・自立医療のみ）、障がい支援区分（～2・3～6）妊婦（安定・不安定）、精神的に不安定、集団生活困難、難病		
≪現在受診中の病気及び服薬等の状況≫ 緊急　中断できない服薬あり、ストマー（確保不可）、その他（　） 薬の名前： 効　能： ≪かかりつけ医等≫		≪特別な医療ケア≫ 緊急　ケガあり・人工呼吸器、吸引、在宅酸素、人工透析、インシュリン注射、胃ろう、導尿 その他の特別な医療（　）、電源必要 ≪既往歴≫
≪緊急対応策≫ 避難所生活（　可・不可　）⇒　緊急入院　・　緊急入所　・　他施設搬送（　） 別室確保・一般スペースにて（　支援　・　見守り　） 【理由】 本人・家族の同意（　あり・　なし　）同意サイン（　：続柄　）		

≪被災状況≫

≪本人・家族のニーズ≫

≪避難所環境下での状況≫

	食事	保清	着脱	排泄	移動	意思疎通	判断・記憶
自立							
一 部 介助							
全介助							
支援のポイント・備考等							

≪ベッド・補装具等福祉器具等≫

≪当面の対応策≫

別室確保 ・ 一般スペース対応

本人・家族の同意（ あり・ なし ）同意サイン（ ：続柄 ）

ケース記録　氏名　　生年月日　　年　月　日

日時	相談方法	内　　容	記入者

日時	相談方法	内　　容	記入者

【様式8】

活動日報　　【　　避難所　　次チーム：　　年　　月　　日分】

活動・行動記録（時刻、内容・担当者を簡潔に記載）　　報告者名：

時刻	活動・行動内容	参加者・担当者

チーム員の活動時間（避難所等での活動及び会議出席等いわゆる勤務時間）

氏名	時間	備考
	：　～　：　、　：　～　：	
	：　～　：　、　：　～　：	
	：　～　：　、　：　～　：	
	：　～　：　、　：　～　：	
	：　～　：　、　：　～　：	
	：　～　：　、　：　～　：	

アセスメント・相談件数

項目	件数	主な内容
新規アセス（スクリーニング含む）	件	
再アセスメント	件	
相談コーナー	件	
新規外部搬送	件	
新規別室確保	件	
チームが対象とする要配慮者（世帯）	件	
【要配慮者支援の全体像（車上・テント等含）】		

会議・ミーティング報告要旨

会議名	要旨

明日以降の対応（未解決事項、気づき等）

案件	概要

本部・事務局への要望事項

案件	内容

【様式9】

愛知県災害派遣福祉チーム活動引き継ぎ書

作成日　　年　　月　　日　リーダー：＿＿＿＿＿　サブリーダー：＿＿＿＿＿

- 避難所活動期間　：
 　　年　　月　　日（　　）　：　～　　月　　日（　　）　　：

- 派遣先
 派遣先市町村　：＿＿県＿＿市・町・村
 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿避難所（運営責任者：　　）
 （管理者：　　）、（その他キーマン：　　）

- 引継ぎ書類（添付書類）

	様式等	数量	特記
1	派遣指示書	1	
2	関係者連絡先一覧	1	
3	引継ぎ資機材一覧		
4	活動計画書	／　～ ／	
5	現地情報報告書	名分	
6	アセスメント表・ケース記録	日分	
7	活動日報		
	その他 ・ ・ ・ ・		

- 懸案事項

- その他の情報

【様式10】

愛知県災害派遣福祉チーム使用車両運行記録簿

【　　避難所　　次チーム：　　年　　月　　日～　　月　　日】

車種　　車両番号　　車両所属法人

月日	発時	着時	発地	着地	総走行キロ	備考（給油量、故障等）
チーム受取 ／						
／	:	:				
／	:	:				
／	:	:				
／	:	:				
／	:	:				
／	:	:				
／	:	:				
／	:	:				
／	:	:				
／	:	:				
／	:	:				
／	:	:				
／	:	:				
／	:	:				
／	:	:				
／	:	:				
／	:	:				
返却 ／	:	:				

チーム員分担表

（

項目	主担当	副担当
車輌点検等		
資機材担当		
金銭管理		
文書管理		
情報管理		
スケジュール管理		
食糧確保		
避難所相談窓口担当		
記録		

関係資料

愛知県災害福祉広域支援推進協議会設置要綱.....53
愛知県災害福祉広域支援推進協議会運営要領.....56
愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領.....59
愛知県災害派遣福祉チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領.....78
災害時の福祉支援体制の整備について.....82
（別添）災害時における福祉支援体制の整備に向けたガイドライン.....84

愛知県災害福祉広域支援推進協議会設置要綱

（設置）

第1　大規模災害時において、高齢者・障害者等特別な支援を必要とする要配慮者に対する広域支援の仕組みを構築するため、愛知県災害福祉広域支援推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（定義）

第2　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

災害救助法が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害

(2) 要配慮者

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者

(3) 愛知県災害派遣福祉チーム

福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害発生時に避難所、福祉避難所その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設において要配慮者を支援する愛知県のチーム（以下「チーム」という。）

なお、愛知県災害派遣福祉チームの略称を愛知 DWAT とする。

(4) チーム員

チームを構成する者

（活動）

第3　推進協議会は、次に掲げる活動を実施するものとする。

(1)　大規模災害時における要配慮者の広域支援の調整に関すること。

(2)　大規模災害に備えたチーム員の養成及びチームの編成に関すること。

(3)　前2号に関し必要と認められること。

（組織）

第4　推進協議会は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で組織し、その代表者等を委員とする。

2　委員は、愛知県知事が委嘱する。なお、委員の任期は設けないものとし、構成団体は、委員に異動が生じた場合は愛知県知事に届け出るものとする。

3　推進協議会には推進協議会事務局及び広域支援・愛知 DWAT 運用事務局を置く。

4　推進協議会事務局は愛知県福祉局福祉部地域福祉課に、広域支援・愛知 DWAT 運用事務局は社会福祉法人愛知県社会福祉協議会に置く。

（役員）
第5　推進協議会に、次の役員を置く。
　(1) 会長
　(2) 副会長
　(3) 推進協議会事務局長
　(4) 広域支援・愛知DWAT運用事務局長
2　会長は愛知県福祉局長をもって充て、推進協議会を総理する。
3　副会長は愛知県福祉局福祉部長をもって充て、会長を補佐する。
4　推進協議会事務局長は愛知県福祉局福祉部地域福祉課長をもって充てる。
5　広域支援・愛知DWAT運用事務局長は社会福祉法人愛知県社会福祉協議会事務局長をもって充てる。

（招集）
第6　推進協議会の会議は、会長が招集する。

（意見の聴取）
第7　推進協議会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（庶務）
第8　推進協議会の庶務は、推進協議会事務局において処理する。

（補則）
第9　この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
　この要綱は、平成27年3月31日から施行する。
附　則
　この要綱は、平成28年5月17日から施行する。
附　則
　この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
附　則
　この要綱は、令和5年1月27日から施行する。
附　則
　この要綱は、令和6年2月15日から施行する。
附　則
　この要綱は、令和7年3月21日から施行する。

＜別表＞

関係団体	一般社団法人　愛知県介護福祉士会
	愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会
	社会福祉法人　愛知県社会福祉協議会
	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 　社会福祉施設委員会
	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 　社会福祉法人経営者委員会
	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 　地域社会福祉委員会愛知委員会
	一般社団法人　愛知県社会福祉士会
	愛知県身体障害者施設協議会
	愛知県精神障がい者福祉協会
	一般社団法人　愛知県知的障害者福祉協会
	愛知県ホームヘルパー連絡協議会
	一般社団法人　愛知県老人福祉施設協議会
	一般社団法人　愛知県老人保健施設協会
	名古屋市老人福祉施設協議会
	名古屋市介護サービス事業者連絡研究会
行政	名古屋市
	代表市
	代表町村
	県防災安全局防災部災害対策課
	県福祉局
	県福祉局福祉部地域福祉課
	県福祉局福祉部障害福祉課
	県福祉局高齢福祉課

愛知県災害福祉広域支援推進協議会運営要領

（目的）

第1　この要領は、愛知県災害派遣福祉広域支援推進協議会設置要綱に基づき、愛知県災害福祉広域支援協議会（以下「推進協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

（平常時の事務分掌）

第2　推進協議の平常時の事務分掌は、下記に定めるところによる。

県

(1) 推進協議会の運営に関すること。
(2) チーム活動に関する周知、啓発に関すること。
(3) 市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築に関すること。

広域支援・愛知 DWAT 運用事務局

(1) チーム員の募集に関すること。
(2) チーム員の研修に関すること。
(3) チーム員の登録及びチームの編成に関すること。

その他の構成団体

(1) 推進協議会の活動への協力・連携に関すること。
(2) 当該団体内における協力・連携体制の構築に関すること。

（大規模災害発生時の事務分掌）

第3　推進協議会の大規模災害発生時の事務分掌は、下記に定めるところによる。

県

(1) 被害情報の収集に関すること。
(2) 被災市町村等関係機関との連絡調整に関すること。
(3) 被災市町村等からのチーム派遣要請の受付、チームの派遣の要否の判断、チームの設置、派遣等の指示・要請に関すること。
(4) 費用負担に係る調整に関すること。
(5) 被災市町村の要配慮者の受入依頼の受付と受入要請に関すること。

広域支援・愛知 DWAT 運用事務局

(1) チームの編成に関すること。
(2) チームの派遣の手続きに関すること。
(3) 関係機関との連絡調整等に関すること。
(4) その他、チームの派遣に関して必要な事項に関すること。
(5) 被災市町村の要配慮者の受入調整に関すること。

その他の構成団体

(1) チーム派遣に係る当該団体等の構成員の調整に関すること。

(2) 県の要請により、必要に応じて人員を派遣し、チーム派遣に関する調整を行うこと。

(3) その他、チームの派遣に関して必要な事項に関すること。

(4) 県の要請により、必要に応じて当該団体等の構成員と、被災市町村の要配慮者の受入の調整を行うこと。

（事前協定等）

第4　県は、大規模災害時の要配慮者の広域支援に協力する構成団体及びチームの派遣について協力する構成団体と愛知県災害福祉広域支援に関する協定（様式1）を締結するものとする。

（補則）

第5　この要領の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

附　則

この要領は、平成27年8月14日から施行する。

附　則

この要領は、令和7年3月21日から施行する。

（様式1）

愛知県災害福祉広域支援に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）と（団体名）（以下「乙」という。）とは、愛知県災害福祉広域支援推進協議会運営要領（以下「運営要領」という。）に基づき、愛知県災害福祉広域支援推進協議会（以下「推進協議会」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1　この協定は、大規模災害発生時において、高齢者・障害者等特別な支援を必要とする要配慮者に対する支援が円滑に行われることを目的とする。

（平常時の対応）

第2　乙は、運営要領第2に定める事務を行う。

2　乙は、推進協議会の運営に関する活動に協力するものとする。

3　乙は、大規模災害発生時に備え、推進協議会の活動に関して当該団体の構成員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。

（大規模災害発生時の対応）

第3　乙は、運営要領第3に定める事務を行う。

2　乙は、甲の要請により、推進協議会事務局、広域支援・愛知 DWAT 運用事務局及び当該団体の構成員等と連携をとりながら、愛知県災害派遣福祉チームの派遣に関する調整を始めとする甲が行う広域支援の活動に協力する。

（定めのない事項等）

第4　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

（有効期間）

第5　この協定の有効期間は、この協定を締結した年度の末までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　愛知県
　　代表者　愛知県知事　印
乙（所在地）
　　（団体名）
　　（代表者　職　氏名）

愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領

（目的）

第1　この要領は、愛知県災害福祉広域支援推進協議会設置要綱に定める愛知県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の運営等について必要な事項を定め、避難所、福祉避難所その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）における被災者支援体制の充実に資することを目的とする。

（チームの編成等）

第2　チームは、社会福祉士等の福祉の資格を有する者及び相談支援専門員等の職にある者等、別表に掲げる者のうち当該業務経験が3年以上の者であって、所属する福祉施設又は事業所等（以下「協力施設」という。）の長の承認、又は、協力施設等で構成される事業者団体又は専門職能団体（以下「協力団体」という。）の推薦を受け、原則として別に定める研修を修了した者及び、愛知県災害福祉広域支援推進協議会事務局又は広域支援・愛知 DWAT 運用事務局に属する職員により構成する。

2　愛知県災害福祉広域支援推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、前項の研修を修了した者をチーム員として登録する。なお、登録の事務等については、別に定める。

3　推進協議会は、大規模災害発生時に、1チーム当たり4～6名程度のチームを設置する。

4　チームは、下記の役割を担うことができる構成を標準とし、チーム員の人数及び職種構成については、被害規模など現地の状況等に応じて調整する。

(1)　要配慮者のスクリーニング及びニーズ把握を行い、対象となる要配慮者の各種相談に応じることができる者

(2)　介護等の支援の他、避難所等の環境の調整又は整備について福祉的な視点で助言等を行うことができる者

(3)　連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うことができる者

5　推進協議会は、必要に応じてチーム員の中から総括的機能、事務局機能を果たす者をそれぞれ指名できる。

（各団体の役割等）

第3　この要領における各団体等の役割は下記に定めるところによる。

(1) 県

被害情報を収集し、被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整を行うとともに、被災市町村等からのチームの派遣の要請を受け付ける。

また、チームの派遣の要否を判断し、必要に応じてチームを設置し広域支援・愛知 DWAT 運用事務局にチームの派遣を指示するとともに、協力施設及び協力団体にチーム員の派遣又は派遣調整を要請する。

(2) 広域支援・愛知 DWAT 運用事務局（愛知県社会福祉協議会）
県からの指示を受け、チームを編成し、派遣の手続きを行うとともに、適宜、関係機関と連絡調整等を行う。
(3) 協力施設及び協力団体
県又は県から指示を受けた広域支援・愛知 DWAT 運用事務局の要請により、チーム員の派遣又は派遣調整を行う。
(4) チーム員
県又は県から指示を受けた広域支援・愛知 DWAT 運用事務局の要請により、県が指定する場所に参集し、チームの活動を行う。

（活動内容）
第4 チームの活動は、次の内容を基本とする。
(1) 避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング
ア 避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を推進協議会に報告する。
イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。
ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。
(2) 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援
ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。
(3) その他
ア 避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。
イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。
2 チームは、前項に掲げるもののほか、第1に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。
3 チームの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班、保健活動等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

（チームの派遣等）
第5 県は、次のいずれかに該当する場合にチーム員の派遣を要請する。
(1)県内で、災害救助法が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害が発生した場合であって、市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断したとき。
(2)県外で、災害救助法が適用され、厚生労働省又は被災都道府県から派遣要請があり、避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断したとき。

2　県の派遣要請は、原則として愛知県災害派遣福祉チーム員派遣要請書（様式5）により直接又は広域支援・愛知 DWAT 運用事務局を通じて、協力施設及び福祉施設又は事業所等に所属せず、かつチーム員として活動することを希望する協力団体の会員については本人にチーム員の派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

3　協力施設は、県からチーム員の派遣要請を受けた場合は、速やかに派遣の可否及び派遣可能な人員数等を広域支援・愛知 DWAT 運用事務局に報告することとする。

4　被災市町村は、避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、「愛知県災害派遣福祉チームの派遣要請について」（様式8）により、県にチームの派遣を要請することができる。

5　県は、避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、「災害派遣福祉チームの派遣要請について」（様式9）により、災害福祉支援ネットワーク中央センターに他都道府県の災害派遣福祉チームの派遣を要請することができる。

6　被災市町村は、他都道府県から災害派遣福祉チームを受け入れた場合は、「災害派遣福祉チームの受入れに係る情報提供について」（様式10）を広域支援・愛知DWAT運用事務局に報告することとする。

（活動期間等）

第6　チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後おおむね3日後から1か月）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

なお、1チームの活動期間は5日間程度とする。

（移動手段）

第7　チーム員の避難所等への移動手段については、原則として、協力施設が確保する。ただし、県外の地域への派遣については必要に応じて広域支援・愛知 DWAT 運用事務局が確保する。

（活動報告）

第8　協力施設又は、福祉施設又は事業所等に所属せず、かつチーム員として活動することを希望する協力団体の会員は、チーム員の活動が終了した場合は、その活動状況等について、原則として愛知県災害派遣福祉チーム員活動報告書（様式6）により報告を行う。ただし、災害の状況等により報告書の作成が困難である場合はこの限りでない。

（派遣費用の負担）

第9　県の要請に基づき派遣したチーム員の派遣費用（以下「費用」という。）の負担のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより県が費用を負担する。

2　前項に掲げる場合以外は、別途協議する。

（事前協定等）
第 10　チームの派遣に協力する協力施設を所管する法人は、愛知県災害派遣福祉チーム派遣協力申出書（様式1）を県に提出する。
2　県は、前項の申出書の提出を受け、協力施設を所管する法人と愛知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（様式2）を締結するものとする。
3　福祉施設又は事業所等に所属さず、かつチーム員として活動することを希望する協力団体の会員は、愛知県災害派遣福祉チーム活動希望申出書（様式3）を、県に提出する。
4　協力施設を所管する法人は、大規模災害発生時にチーム員として活動可能な者について、愛知県災害派遣福祉チーム員登録予定者名簿（様式4）（以下「登録予定者名簿」という。）に記載し県に提出するものとする。また、チーム員の派遣に際し、提供可能な車両についても同登録予定者名簿に記載するものとする。
5　協力施設を所管する法人は、前項の登録予定者名簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、県に提出するものとする。
（研修及び訓練等）
第 11　推進協議会は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。
2　推進協議会は、県又は市町村が防災訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることができるものとする。

（補則）
第 12　この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この要領は、平成27年10月30日から施行する。
この要領は、令和元年7月8日から施行する。
この要領は、令和5年2月9日から施行する。
この要領は、令和7年3月21日から施行する。

別表

資格	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、ホームヘルパー等
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員
その他	特に必要な者

（様式１）

愛知県災害派遣福祉チーム派遣協力申出書

年　　月　　日

愛知県知事　殿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領第１０の規定に基づき、愛知県災害福祉派遣福祉チームの派遣について、協力することを申し出ます。

記

施設・事業所名	所在地	連絡先 １電話番号 ２FAX 番号 ３電子メール	連絡責任者氏名	派遣可能人数（職種）
				（　　）
				（　　）
				（　　）
				（　　）
				（　　）
				（　　）
				（　　）
				（　　）
				（　　）
				（　　）

（注）行が足りない場合は適宜追加すること。

（様式２）

愛知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）と（法人の長）（以下「乙」という。）とは、愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「チーム要領」という。）に基づき、愛知県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害発生時において、チームを避難所、福祉避難所その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、要配慮者を支援することを目的とする。

（登録予定者名簿の作成）

第２　乙は、所属する職員のうち、チームの構成員（以下「チーム員」という。）として派遣可能な者について、愛知県災害派遣福祉チーム員登録予定者名簿（チーム要領様式４。以下「登録予定者名簿」という。）を作成し、甲に提出する。

２　乙は、前項の登録予定者名簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

（派遣要請等）

第３　甲は、「愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領 第５」により、県内及び県外の避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、原則として愛知県災害派遣福祉チーム員派遣要請書（チーム要領様式５）により直接又は広域支援・愛知 DWAT 運用事務局を通じて、乙にチーム員の派遣を要請する。

２　乙は、甲からチーム員の派遣要請を受けた場合は、速やかに派遣の可否及び派遣可能な人員数等を広域支援・愛知 DWAT 運用事務局に報告することとする。

（業務内容）

第４　乙が派遣するチーム員は、避難所等において次の業務を行うこととする。

（１）　避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング

ア　避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を愛知県災害福祉広域支援推進協議会に報告する。

イ　緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。

ウ　避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

（２）　要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

ア　要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

イ　避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

（３）　その他

ア　避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。

イ　その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

２　チーム員は、前項に掲げるもののほか、第１に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。

３　チーム員の活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班、保健活動等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。
４　チーム員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。
（指揮命令）
第５　チームが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。
（移動手段）
第６　チーム員の避難所等への移動手段については、原則として、乙が確保する。ただし、愛知県外の地域への派遣については必要に応じて広域支援・愛知 DWAT 運用事務局が確保する。
２　チーム員の派遣に際し、乙が提供可能な車両については、登録予定者名簿により甲に情報提供を行うものとする。
（活動報告）
第７　乙は、チーム員の活動が終了した場合は、その活動状況等について、原則として愛知県災害派遣福祉チーム員活動報告書（チーム要領様式６）により報告を行う。
（派遣費用の負担）
第８　甲の要請に基づき乙が派遣したチーム員の派遣費用（以下「費用」という。）の負担のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
２　前項に掲げる場合以外は、別途協議する。
（定めのない事項等）
第９　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。
（有効期間）
第 10　この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定を締結した年度末までとする。
　ただし、有効期間満了の日の１か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　愛知県

乙　（所在地）
（施設・法人名）
（代表者　職　氏名）　印

（様式３）

愛知県災害派遣福祉チーム活動希望申出書

年　　月　　日

愛知県知事　殿

私は、愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領第１０の規定に基づき、愛知県災害派遣福祉チーム員として活動することを希望します。

記

氏　名		性　別	男 ・ 女	生年月日	年　　月　　日
住　所					
資　格	（資格名）　　（取得年月日） （所属団体）				
連絡先	（電話番号）　　（電子メール）				

（様式４）

愛知県災害派遣福祉チーム員登録予定者名簿

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡責任者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電話番号）

（ＦＡＸ番号）

（電子メール）

（チーム員予定者）

番号	施設・事業所名	所在地	職種 氏名	（連絡先）電話番号 電子メール	備考

（提供可能車両）

番号	施設・事業所名	所在地	車種 （車両番号）	登録番号	備考

（注）行が足りない場合は適宜追加すること。

（様式５）

愛知県災害派遣福祉チーム員派遣要請書

年　　月　　日

（協力施設を所管する法人名・協力団体名）　様

愛 知 県 知 事

愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領第５及び愛知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定に基づき、下記のとおり愛知県災害派遣福祉チームのチーム員の派遣を要請します。

記

番号	災害名	活動予定地 （市町村）	職種	氏名	摘要

担　当
所　属
連絡先

（様式６）

愛知県災害派遣福祉チーム活動報告書

報告：　　年　　月　　日

報告者	職名		氏名	
所属 （団体・施設等名）				
出動年月日	年　　月　　日			
時間経過	出動要請を受理した時刻　　時　　分 出動時刻　　時　　分 到着時刻　　時　　分 撤退時刻　　時　　分 帰着時刻　　時　　分			
派遣場所				
災害概要				
要請内容				
活動内容				
出動者	協力施設名	職種	氏名	
特記事項				

（様式７）

愛知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定の解約について

年　　月　　日

愛知県知事　殿

所在地
法人名
代表者名　　印
連絡先

（元号）　年　月　日付けで締結した「愛知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」について、第９条の規定に基づき、協定の解約について協議します。

解約理由：

（様式８）

文　書　番　号
年　　月　　日

愛知県知事　殿

市　町　村　長　名

愛知県災害派遣福祉チームの派遣要請について

年　月　日に発生した（災 害 名）に関して、愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領第５条第４項に基づき、下記のとおり要請します。

記

１　派遣先情報

整理番号	派遣先（施設名）	避難所種別（一般又は福祉）	所在地	施設種別	主な要配慮者	要配慮者数
①						
②						

２　派遣規模等

整理番号	派遣希望期間	派遣人数	派遣希望職種	必要な支援内容
①	～			
②	～			

３　被災状況

整理番号	ライフライン状況（電気・ガス・水道などの公共設備、通信設備）	道路等の交通状況	備考
①			
②			

４　活動拠点情報

整理番号	宿泊先の状況（寝具等含む）	食糧の調達状況（コンビニ等の稼働状況）	トイレの可否
①			
②			

５　連絡先（２名以上の担当者情報を記入すること）

所属	氏名	電話番号 FAX 番号	メールアドレス	連絡手段

（注）行が足りない場合は適宜追加すること。

（様式９）

文　書　番　号
年　　月　　日

災害福祉支援ネットワーク中央センター
会長　殿

愛　知　県　知　事

災害派遣福祉チームの派遣要請について

年　月　日に発生した（災 害 名）に関して、下記のとおり要請します。

記

１　派遣先情報

整理番号	派遣先（施設名）	避難所種別（一般又は福祉）	所在地	施設種別	主な要配慮者	要配慮者数
①						
②						

２　派遣規模等

整理番号	派遣希望期間	派遣人数	派遣希望職種	必要な支援内容
①	～			
②	～			

３　被災状況

整理番号	ライフライン状況（電気・ガス・水道などの公共設備、通信設備）	道路等の交通状況	備考
①			
②			

4　活動拠点情報

整理番号	宿泊先の状況（寝具等含む）	食糧の調達状況（コンビニ等の稼働状況）	トイレの可否
①			
②			

担　当
所　属
連絡先

（様式 10）

文　書　番　号
年　　月　　日

広域支援・愛知 DWAT 運用事務局
（社会福祉法人愛知県社会福祉協議会）　殿

市　町　村　長　名

災害派遣福祉チームの受入れに係る情報提供について

　年　月　日に発生した（災 害 名）に関して、下記のとおり災害派遣福祉チームを受け入れましたので、情報提供します。

記

1　活動場所

整理番号	派遣先（施設名）	所在地	施設種別
③			
④			

2　災害派遣福祉チーム員（派遣元）

整理番号	都道府県	所属施設	氏名	職種
①				
②				

3　活動内容等

整理番号	活動内容	活動時間
①		
②		

4　災害派遣福祉チームの活動における課題等

整理番号	課題	その他
①		
②		

５　連絡先

所属	氏名	電話番号 FAX 番号	メールアドレス	連絡手段

（注１）　１から３については、約１か月毎を目途に情報提供を行うこと。

（注２）　４については、必要に応じて情報提供を行うこと。

（注３）　行が足りない場合は適宜追加すること。

愛知県災害派遣福祉チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領

（目的）

第１　この要領は、愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「チーム員設置運勢要領」）に基づき、愛知県災害派遣福祉チーム員（以下「チーム員」）となる者が、業務遂行上必要な知識及び技術を身に付けるため、チーム員養成研修の実施及びチーム員の登録について定める。

（受講対象者）

第２　研修の受講対象者は、チーム員設置運営要領第２第１項に定める者とする。

（研修の種類等）

第３　研修は次に掲げるものとし、その内容は別に定める。

（１）　登録研修

　　新たにチーム員となろうとする者が受講する研修

（２）　スキルアップ研修

　　第６第１項の登録を受けた者（以下「登録者」という。）が受講する技術向上に関する研修

（研修の方法）

第４　研修は、講義、演習により行い、必要に応じて訓練により行うものとする。

（チーム員の登録）

第５　第３（１）の研修修了者をチーム員登録者として登録する。

２　登録者に対し、愛知県災害派遣福祉チーム員登録証（チーム員養成研修修了証）（様式第１号）を交付する。

（登録者名簿の管理）

第６　登録者について、愛知県災害派遣福祉チーム員登録者名簿（様式第２号）（以下「チーム員名簿」という。）を作成し管理する。

（登録内容の変更等）

第７　登録者は、登録の内容（氏名、所属施設（団体）等）に変更が生じたとき、又はチーム員の登録を辞退するときは、登録事項変更等届出書（様式第３号）により、原則として所属する施設を経由（個人で登録する者は直接）して愛知県に届け出るものとする。

２　前項の届出があったときは、チーム員名簿を更新するものとする。

（様式第１号）

愛知県災害派遣福祉チーム員登録証
（チーム員養成研修修了証）

登録番号　　第　　号
登 録 日　　年　　月　　日

氏　　名

（生年月日　　年　　月　　日）

愛知県災害派遣福祉チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領第３に定める研修を修了し、愛知県災害派遣福祉チーム員として登録されたことを証明する。

愛知県知事　　印

（様式第２号）

愛知県災害派遣福祉チーム員登録者名簿

［　　年度　第　回　研修受講修了者（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日実施分)］

登録番号	（フリガナ） 氏　　名	生年月日	性別	資格・職種等	所属団体・施設	登録研修終了日 （登録日）	スキルアップ 研修修了日	備考

（様式第３号）

年　　月　　日

様

届出者氏名

（登録番号　　第　　号
登 録 日　　年　　月　　日）

登録事項変更等届出書（ 変更 ・ 辞退 ）

愛知県災害派遣福祉チーム員の（登録事項に変更が生じたので、／登録を辞退したいので、）愛知県災害派遣福祉チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領第７第１項の規定に基づき届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
フリガナ		
氏名		
所属施設 （団体）	（名称）	（名称） （所在地） 〒 （連絡先） TEL FAX
資格・職種等		
理由 差し使えない範囲で理由をお教えください		

（改正後全文）

社援発 0531 第１号

平成 30 年５月 31 日

一部改正　社援発 0331 第 33 号

令和５年３月 31 日

一部改正　社援発 0624 第５号

令和７年６月 24 日

各　都道府県知事　殿

厚生労働省社会・援護局長

（　公　印　省　略　）

災害時の福祉支援体制の整備について

近年、東日本大震災や熊本地震、台風による土砂災害など、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしている。

こうした災害を受け、高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等といった地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もある。

これらの者が、避難生活終了後、安定的な日常生活へと円滑に移行するためには、避難生活の早期の段階から、その福祉ニーズを的確に把握するとともに、可能な限りそのニーズに対応し、生活機能の維持を支援していく体制の構築が喫緊の課題となっている。

これまで、一部の都道府県においては、こうした観点から先進的な取組が進め

られているところであるが、全国において、このような災害時における緊急一時的な福祉支援体制の構築を一層推進するため、各都道府県が取り組むべき基本的な内容について、別添のとおり、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を策定したので、各都道府県におかれては、本ガイドラインを参考に、地域の実情にあった災害時の福祉支援体制の構築に努めるとともに、管内市区町村や関係団体等に対し、周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

（別添）

災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン

１．各都道府県における災害福祉支援ネットワーク構築の目的について

被災地では、既存の福祉サービス事業者や保健医療福祉の関係者、NPO法人、ボランティア団体等の多くの関係者による支援や社会福祉施設等における事業継続に向けた取組が行われるが、都道府県においては、災害発生時に高齢者や障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の福祉ニーズに的確に対応し、生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行うことが求められている。

このため、各都道府県は、避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所並びに協定による福祉避難所又は協定・届出避難所も含まれる。）に避難する要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）を組成し、これを派遣することや被災地の状況に応じて在宅及び自家用車（以下「在宅等」という。）並びに被災した社会福祉施設等その他地域で生活する要配慮者のもとへチームを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を構築するものとする。

また、ネットワークは、都道府県を中心に、政令指定都市、中核市を含め、管内市区町村の協力を得て、一元的な都道府県内のネットワークの構築を図るものとする。

２．各都道府県におけるネットワーク主管部局の選定について

各都道府県は、ネットワークの企画、運営及び庁内関係部局や関係団体等との連絡調整を円滑に行うため、災害福祉支援ネットワーク主管部局（以下「主管部局」という。）を定めること。

なお、都道府県庁内の体制整備に当たっては、災害発生時に都道府県や市区町村が設置する災害対策本部や「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」（令和７年３月 31 日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長・関係部局長連名通知。以下「連名通知」という。）に基づき設置される保健医療福祉調整本部との連携の在り方についても併せて整理を行っておくこと。

３．平時におけるネットワーク事務局の設置等について

（１）ネットワーク事務局の設置

主管部局は、直接又は都道府県社会福祉協議会等の関係団体との協定の締結等により、ネットワークの運営に係る事務処理を行うネットワーク事務局（以下「事務局」という。）を設置するとともに、必要に応じて設置等の規定を整備すること。

また、事務局を設置した場合には、管内市区町村を始めとする関係者に対して、その連絡先及びネットワークの活動内容等について広く周知を図ること。

（２）ネットワークの構成員

事務局は、チームを円滑に組成し、活動をさせるため、各都道府県の実情に応じて、次に掲げる者等を構成員として選定し、ネットワーク会議を組織すること。

① 主管部局及び都道府県防災部局、保健医療部局
② 都道府県社会福祉協議会
③ 社会福祉施設等関係団体
④ 福祉職による職能団体
⑤ 保健医療関係者及び関係団体
⑥ 都道府県民生委員児童委員協議会

こうした構成員に加え、市区町村の関係者、当事者団体、ボランティア団体及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 33 条の２に規定する被災者援護協力団体として登録された団体並びに専門性を有するNPO法人やボランティア団体等の様々な担い手の活動調整や情報共有等のコーディネー

トを行ういわゆる「災害中間支援組織」等地域の実情に応じた多様な社会資源の参画を求めることも考えられること。

また、ネットワーク会議において、災害時の協力方針等を定めておくこと。

なお、ネットワーク会議を組織するに当たっては、既存の会議体に、分科会を設置する又は審議事項を追加するなどの方法も考えられること。

（３）平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容

事務局は、構成員の出席の下、ネットワーク会議を開催し、災害発生時に円滑な活動が行えるよう、次に掲げる内容について協議を行い、業務フローを整理しておくこと。

なお、ネットワークの活動内容の検討に当たっては、関係団体等が行っている既存の取組を事前に把握し、ネットワークの活動と、これらの取組の役割分担・連携が十分に図られるようにすること。

①　チームの組成の方法、災害時のチームの活動内容等

ア　ネットワークに参画する社会福祉施設等関係団体等と連携し、チームを構成する人員の推薦を募り、また、必要に応じて地方公共団体や社会福祉施設等関係団体等を退職した職員等一定の知見を有すると考えられる層からの人材確保も検討し、これらをチーム登録者名簿として整理しておくこと。

なお、社会福祉施設等関係団体との間で、個人情報の取扱いに留意の上で協定を締結し、社会福祉施設等関係団体や法人においてチーム登録者名簿を管理する方法も考えられること。

イ　チームの組成に当たっては、要配慮者の多様な福祉ニーズに対応する必要があり、発災初期の情報収集等の活動を中心に支援に当たる場合も想定されるなど、派遣する時期による役割の違いや、避難所や在宅等、社会福祉施設等の派遣先の違いも念頭に置きつつ、社会福祉士等の相談援助職や介護福祉士等の介護職等、事務局職員を含む事務職等の職種構成のバランスにも配慮すること。

ウ　チームの派遣が複数回に亘る可能性があることを踏まえ、４～６名のチームを複数編成できるようにしておくほか、派遣先に対してどのよう

な順番でチームを派遣するか等についても併せて検討しておくこと。

エ　チームの派遣時期は、災害発生後の初期段階から概ね１か月間程度までを、１チーム当たりの派遣期間は、派遣元施設等の負担も考慮し、５日間程度を目安に、具体的な取扱いについて定めておくこと。

オ　チームの名称については、本通知において「災害派遣福祉チーム」を正式名称とするが、これとは別に、地域住民に親しみやすい呼称やその役割を理解しやすい呼称を設定することも考えられること。

カ　夜間・休日を含め、チーム登録者への連絡体制を整備しておくこと。

キ　社会福祉法人については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 24 条第２項に基づき、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課されていることから、当該取組の一環として、ネットワークに積極的に関与し、チームへの人員の登録とともに、事務局への協力、災害時のチーム員の派遣を通じた支援活動等を積極的に行うよう協力を求めること。

②　チームの派遣決定及び情報収集の方法

ア　チームの派遣の要否に係る意思決定の主体や方法を整理しておくこと。

イ　チームの派遣の要否を判断するためには、まずは災害による被害の規模や要配慮者のニーズ、避難所の設置状況等の実情を把握することが必要であることから、それらの情報収集の内容・方法、連絡調整を行うための窓口となる主管部局についても整理しておくこと。

ウ　「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」（令和６年６月内閣府（防災担当））においては、支援対象者の状況把握の主体の例が整理されていることから、こうした例も参考にしつつ、防災部局や保健医療部局とも連携の上、状況把握を行う主体と方法について、市区町村が担う範囲や福祉サービス事業者が対応する範囲等の役割分担や、市区町村からの避難行動要支援者名簿の共有方法も含め、平時から取扱いを定めておくこと。

③　災害時における構成員の役割分担

チームの円滑な活動のため、災害発生時に、ネットワークに参画する構

成員に求める役割や協力の内容等について、整理しておくこと。

④　災害時における本部体制の構築

ア　災害発生時に設置するネットワーク本部（以下「本部」という。）で責任者となる予定の者をあらかじめ指名しておくとともに、情報の集約及びチームの派遣調整、指揮命令等を行う本部の体制の在り方を検討しておくこと。

イ　事務局を本部へと改組する場合には、災害の規模によっては事務処理に支障が生じるおそれもあることから、あらかじめ構成員との協定の締結等により、災害発生時に必要な人員体制を適切に確保できるようにしておくなど、本部の体制強化の方法についても併せて検討しておくこと。

⑤　費用負担

チームの派遣に当たっては、チーム員の活動に係る人件費、旅費及び宿泊費等の費用が発生することから、当該費用負担の在り方について検討しておくこと。

なお、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される災害の場合には、同法に基づく経費として災害救助費の対象となる場合も考えられるので、都道府県防災担当部局とも事前に十分に相談しておくこと。

⑥　保健医療関係者との連携

チームの活動が円滑となるよう、災害派遣医療チーム（DMAT）や保健師等チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等との情報共有の方法、連携の内容等について、検討しておくこと。

その際、連名通知を踏まえ、情報共有の連携をはじめとした連携体制の構築、強化を図ること。

特に、チームが避難所や在宅等その他地域で支援を行う際には、保健師等チームと一緒に支援に当たることも想定されるため、情報共有の方法、連携の内容等を入念に確認しておくこと。

⑦　研修・訓練

災害時において求められる心構えや行動、多様な福祉ニーズへの応用的な対応等チームの活動内容について、一定以上の水準を確保する観点から、

チーム員に対する研修・訓練の実施に努めること。なお、研修・訓練の実施に当たっては、学識経験者、災害の対応経験を有する者からの意見聴取、保健医療関係者の参画などにより内容を充実させる方法を検討すること。

⑧　受援体制の構築

自らが被災した場合に備え、他の地域のチームや、福祉以外の関連領域の専門職、NPO、ボランティア等の民間団体等による多様な支援活動が円滑に受け入れられるよう、３の（３）の②により収集した情報に基づき、活動場所に係る情報提供や団体間の活動内容の調整を行うなど、必要な受援体制の在り方について検討しておくこと。

⑨　住民に対する広報・啓発

住民に対し、チームの活動内容について周知を図ること。

また、災害時の協力関係の醸成、活動環境の整備を図るためには、地域の防災訓練へのチームの参加等、地域とチームとが共に活動する機会を確保することが重要であること。

⑩　事務局・本部機能の強化

発災時にチームが円滑に活動するためには、消耗品や通信機器の確保、現地までの移動ルートの確認、チーム員の派遣場所の調整、都道府県災害対策本部や保健医療福祉調整本部との連携等の対応も重要となることから、本部機能が十分発揮されるよう、平時より事務局・本部機能の強化に努めること。

４．災害発生時における活動内容等について

（１）本部の機能・役割

①　本部の設置

主管部局は、一定期間、避難所の設置の継続を要する規模の災害が発生した場合、事務局と調整し、速やかに本部を立ち上げること。

また、都道府県災害対策本部や市区町村災害対策本部、保健医療福祉調整本部、関係団体等からの情報収集又は本部及びチームの人員による現地視察等により、被害の規模や避難所の設置状況、要配慮者に対する支援の実施状況、物資供給の状況等について情報収集を行うこと。

② チームの派遣要否の検討

本部は、ネットワーク会議の招集などにより、構成員との間で収集した情報を共有し、必要に応じ被災市区町村とも連絡・調整の上、チーム派遣の要否について検討を行うこと。

その結果、チーム派遣の可能性がある場合には、初動チーム（被災地の情報収集や他の保健医療福祉関係者との関係構築を担う発災初期の支援に当たるために必要となるチームを指し、概ね発災後 72 時間以内に派遣の調整を行い、調整でき次第速やかに派遣する。後続のチームが到着するまでの間は支援を行うことも想定される。）のチーム員に待機を指示すること。

なお、ネットワーク会議の開催に当たって、構成員の招集が困難な場合には、電子メールその他の多様なネットワークサービス等の活用により、臨機応変に対応すること。

③ チームの派遣決定

本部は、保健医療福祉調整本部からの要請、被災市区町村からの依頼、本部が把握した情報又は災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）からの情報に基づき、チームの派遣の必要性が認められた場合、状況に応じて保健所に設置される保健医療福祉調整地域本部からの要請も踏まえながら派遣対象となる避難所、在宅等及び社会福祉施設等その他地域のリストを作成するとともに、当該避難所等ごとに、派遣するチームのリスト、各チームの派遣可能期間等を取りまとめ、３の（３）の①及び②に基づきあらかじめ定められた手順に従って派遣を決定し、派遣に向けた調整を行うこと。

④ 活動計画の策定

本部は、チームの派遣決定を行う場合には、現地視察等により、被災地域の実情を把握するチーム員等の協力を得て、派遣回数や派遣先、活動内容等に関する活動計画を策定し、ネットワークの構成員間で共有すること。

なお、活動計画の策定に当たっては、発災後から復旧期の支援が復興期以降の地域の在り方にも影響する場合があることから、被災地域の自立性を損なうことのないよう、被災市町村ともよく連携し、派遣の終了段階に

おいて、チームから被災地域における社会資源による活動への橋渡しが円滑に行われることを目標とすること。

また、活動計画の内容は、チームからの活動の実施状況についての報告を受け、必要に応じて見直しを行うこと。

⑤　チームの活動支援

本部は、チームの活動期間中、チームに対する必要な指揮命令を行うとともに、必要な情報及び物資の提供、都道府県災害対策本部等との調整その他の後方支援を行うこと。

⑥　チームの派遣終了の決定

本部は、派遣したチームからの報告や地域の社会資源の復旧の状況、関係団体の活動状況等を勘案し、保健医療福祉調整本部からの要請を踏まえ、被災市区町村及び避難所の管理者等と協議の上、チームの派遣終了を決定すること。

なお、派遣終了に当たっては、被災地域の自立性を尊重する観点から、当該地域における社会資源による活動への橋渡しが円滑に行われるよう、配慮すること。

⑦　活動終了後の振り返り等

本部又は事務局は、チームの活動終了後、派遣されたチーム員を招集し、活動の振り返りを行うとともに、そこでの成果や課題を他のチーム員やネットワークの構成員等の間で共有すること。

（２）チームの活動内容

チームは、避難所、在宅等及び社会福祉施設等その他地域において、要配慮者に対し、主に次に掲げる活動を行うこと。

なお、チームの活動に当たっては、要配慮者に安心感を与えるため、災害派遣福祉チーム等の名称を記したビブス等の着用により、都道府県を中心とした活動であることが外形上明確になることが望ましいものであること。

①　要配慮者情報の収集

発災後初期の段階において、都道府県災害対策本部や保健医療福祉調整本部が有する情報の確認や巡回を通じて、要配慮者や観察が必要な者がい

るか把握し、今後の支援の必要性を判断するための情報を収集すること。その際、要配慮者の個人情報を取得するときは、その利用目的を本人又はその家族等に通知又は公表した上で、支援に関わる第三者へ提供する場合があることについてあらかじめ同意を得るように努めること。

なお、チームによる状況確認を行う範囲については、把握している情報を踏まえて現地確認や聞取り等を行う必要がある者へ重点的に行うような対応を前提とすることも含め、地域の実情に応じて検討すること。

② 指定福祉避難所等への誘導

避難所（指定福祉避難所及び協定による福祉避難所を除く。以下本項において同じ。）、在宅等及び社会福祉施設等その他地域において要配慮者へスクリーニングを行った結果、必要な支援を行うことが著しく困難な者がいる場合には、必要に応じて当該避難所等の管理者等とも協議の上、要配慮者の理解を十分に得て、必要な体制が確保されている指定福祉避難所や協定による福祉避難所、社会福祉施設等への誘導を行うこと。その際、必要に応じて誘導先の生活環境の確認を行うこと。

③ 要配慮者へのアセスメント

避難所、在宅等及び社会福祉施設等その他地域において要配慮者に必要な支援の内容を把握するとともに、適切な環境の確保を図りつつ、必要な支援を行うため、その家族構成や要介護度、病歴、服薬の状況その他の日常生活上の留意事項等に関するアセスメントを実施すること。

ただし、社会福祉施設等において要配慮者のフェイスシートを有している場合には既存のものを活用することが考えられ、また、既にDMAや保健師等チーム、DPAT等がアセスメントを実施している場合などは、要配慮者に対するアセスメントの内容が重複することにより、その負担を増大させることのないよう、事前に関係者間で把握しなければならない事項の情報共有・調整を行い、状況によっては一緒にアセスメントを行うことも検討すること。

④ 日常生活上の支援

ア 要配慮者の避難生活に伴う生活機能の低下等の二次被害を防止し、安定的な避難生活が確保されるよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活

状況に応じて食事、排せつ、入浴の介助等の日常生活上の支援を行うこと。

イ　要配慮者が避難生活後の自立した生活に円滑に移行できるようにするため、過度な支援を行うことのないよう、必要に応じチームにおいてケース会議を実施すること等により、支援対象者ごとに必要な支援内容を検討・検証すること。

ウ　被災に伴う生活不活発病予防のための体操や散歩、乳幼児等への支援など、要配慮者の状況を踏まえた幅広い支援に他の保健医療福祉関係者とも連携しながら取り組むこと。特に、車中泊をしている要配慮者の避難者に対しては、エコノミークラス症候群に注意すること。

エ　原則として、社会福祉施設等において、福祉各法によるサービス提供を行う職員の代替としての支援は想定していないので留意すること。

⑤　相談支援

災害発生からの時間の経過に応じ、要配慮者の福祉ニーズは変化していくことが見込まれることから、これらを把握し、その抱える課題を適宜解決していくため、必要な相談支援を行うこと。その際、避難所内に相談スペースを設置するなど、実施方法を検討すること。

⑥　避難所等における環境整備

ア　要配慮者の良好な生活環境を確保するため、生活スペースや車いすの通路の確保、段差の解消、トイレ環境の改善、こどものリフレッシュのためのキッズスペースや乳幼児を抱える母親に対する授乳スペースの設置等がなされていない場合には、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」（令和６年 12 月内閣府（防災担当））を参考に、避難所や社会福祉施設等における要配慮者に必要な環境整備を行うよう管理者等へ要請すること。なお、福祉避難所の開設に向けた支援が必要な場合にも同様に必要な環境整備を行うよう助言すること。

イ　災害時には感染症による感染拡大のリスクが高まることから、感染症等対策においては、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の保健医療分野のチーム等と連携を取りつつ、避難所や社会福祉施設等内への手指消毒液や体温測定器の設置、定期的な換気の実施等必要な環境整備に配慮

すること。派遣されたチームにおいては、チーム員各自がマスク・手袋等を着用するとともに、要配慮者に対する感染症予防に向けた注意喚起等に配慮すること。

⑦　本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告

被災市町村において避難所、在宅等及び社会福祉施設等その他地域で解決が困難な福祉ニーズがある場合等には、本部を通じて、都道府県災害対策本部に対応を依頼するなど、必要な連絡調整を行うこと。

また、定期的に本部に対して、活動の実施状況について報告を行うこと。

特に、事務職が派遣されている場合には、連絡調整等の役割を積極的に担うこと。

⑧　後続のチームへの引継ぎ

後続のチームがある場合には、アセスメントの結果や必要な支援内容等について、適切に引継ぎを行うこと。

⑨　被災市区町村や避難所等の管理者等との連携

チームの活動に当たっては、被災市町村災害対策本部や避難所等の管理者等から活動内容の承認を得るなど、当該市区町村等と十分に連携を図ること。

⑩　他職種との連携

チームは、要配慮者のアセスメント等に係る負担にも配慮し、保健医療関係者が保有する情報と、チームの保有する情報等とを共有するため、避難所等における情報共有のための会議への参加又は当該避難所等の管理者等と協議の上、開催の呼びかけを行うこと。

⑪　被災地域の社会福祉施設等との連携

被災地域の自立性を尊重する観点から、当該地域における社会福祉施設等との連携、協働を可能な限り積極的に図ること。

５．市区町村の責務について

市区町村は、平時から、地域住民及び社会福祉施設等に対し、指定避難所の所在や機能等について、積極的に周知を図るとともに、必要な物品の確保等速やかに避難所を運営できる体制を整えること。この際、都道府県は、管内市区

町村のこうした取組を把握しつつ、その状況に応じ、助言その他の必要な支援を行うこと。

また、要配慮者に対する支援を適切に行う観点から、都道府県を中心に構成されるネットワークに積極的に関わりを持ちつつ、３の（３）の⑦に規定する研修・訓練への参加や市区町村が行う防災訓練へのチームの招聘、情報の提供等連携して取り組むこと。

さらに、災害発生時においては、避難所、在宅等及び社会福祉施設等その他地域の状況を適切に把握し、福祉支援の必要性が認められた場合には、ネットワークを介して必要な支援の要請を行うこと。特に被災市区町村にあっては、本部や各種支援団体と緊密に連携し、チームが避難所、在宅等及び社会福祉施設等その他地域において円滑に活動できるよう、関係者との橋渡しを行うなど必要な調整等を行うこと。

６．その他の留意事項について

（１）保健医療分野を含めた一体的な支援体制の整備等

本ガイドラインは、まずは福祉・介護分野を中心とした都道府県内のネットワークを整備し、保健医療分野における支援体制と連携して、必要な福祉支援を行うことを想定しているが、当初の段階から保健医療分野を含めた一体的な支援体制の整備を行う方法も考えられること。

その際、連名通知を踏まえ、整備を進めていくことも考えられること。

また、本ガイドラインによる全ての機能を同時に整備することが難しい場合には、機能ごとに優先順位を付けて段階的に整備を進めていくことも考えられること。

（２）後継事業への引継ぎ

被害の状況によっては、予算事業としての被災高齢者等把握事業や被災者見守り・相談支援事業による支援へ移行することも想定される。このため、チームの派遣を終了する際には、都道府県及び市区町村に情報を引き継ぎ、後継事業が効果的に実施できるよう配慮すること。

（３）広域的な災害の場合の取扱い

甚大な被害をもたらす局地的な災害や広域的な災害の場合、単独の都道府県では対応が困難な場合も想定される。

このため、災害福祉支援ネットワーク中央センター（以下「中央センター」という。）が開催する会議等の場を活用し、都道府県内の体制整備に加え、隣接する都道府県等とも連携の上、ブロック単位で非被災都道府県に対するチーム派遣要請の仕組みづくりを含む体制整備も併せて進めていくことが望ましいこと。

なお、必要な場合には、厚生労働省が中央センターと連携し、広域的な調整を行うこととしているが、まずは中央センターあて相談されたい。

その際、厚生労働省、中央センターとしても、災害の状況や被災地域のニーズ把握を行うため、都道府県のチームに同行するなど必要な協力をお願いする場合がある。

加えて、被災都道府県が甚大な被害により、非被災都道府県に対するチーム派遣要請を行うことができない場合であって、厚生労働省として把握している情報から緊急的にチーム派遣が必要であると判断した場合は、被災都道府県に替わって一時的に厚生労働省から被災都道府県に対するチーム派遣要請を行う場合がある。

（４）被災した社会福祉施設等の事業継続

本ガイドラインによる支援に加え、被災した社会福祉施設等が適切に事業継続を行えるような体制整備も併せて重要である。

災害時であっても最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、冷暖房設備や空調設備等の稼働用燃料の確保策等について、あらかじめ事業継続計画を策定するなど、各施設等基準を踏まえつつ、個々の社会福祉施設等における取組についても、ネットワークの整備と併せて推進すること。

また、災害発生時において一時的に人員が不足するような場合に備え、各社会福祉施設等関係団体による支援や社会福祉施設等を運営する法人間で相互に人員を融通する協定を締結するなど、法人間の相互支援体制を構築す

ることも必要であることから、これらについて、ネットワークの場を活用し、その具体的な方法等について併せて検討することも有効であること。

さらに、都道府県においては、災害発生時における社会福祉施設等の被害状況等を迅速に把握し、厚生労働省、管内市町村とも共有して被災施設等への迅速かつ適切な支援をつなげる必要があることから、災害時情報共有システムの活用を推進すること。

（５）「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」の活用

都道府県による本ガイドラインを踏まえた取組に係る費用のうち、災害時のチームの活動費用を除き、ネットワークの運営に係る費用等については、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業）の補助対象となるので、これを活用されたいこと。

愛知県災害派遣福祉チーム(愛知 DWAT)
活動マニュアル

平成28年3月　初版発行
令和　2年3月　二版発行
令和　6年3月　三版発行
令和　8年　月　四版発行

発行者
社会福祉法人愛知県社会福祉協議会

〒461－0011
愛知県名古屋市東区白壁1丁目50
愛知県社会福祉会館内
TEL（052）212―5509
FAX（052）212―5510